

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-271)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告 示

○一般競争入札の実施	(人事課)	八九
○一般競争入札の実施	(情報基盤課)	九〇
○有害興行の指定	(生活文化・青少年室)	九一
○一般競争入札の実施	(国民健康保健課)	九一
○大規模小売店舗立地法第六条第五項(廃止)の届出	(地域産業課)	九三
○大規模小売店舗立地法附則第五条第一項(変更)の届出	(地域産業課)	九三
○農林水産大臣権限の種畜証明書の交付の通知	(酪農畜産課)	九四
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定(二件)	(治山課)	九五
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課)	九六
○公共測量の実施の通知	(建設部総務課)	九六
○道路の区域の決定	(道路整備課)	九六
○道路の区域の変更(三件)	(道路整備課)	九六
○道路の供用の開始	(道路整備課)	九八
○道路の区域の変更及び供用の開始	(道路整備課)	九八
○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可	(都市環境課)	九八
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(都市環境課)	九八
公 表		
○知事表彰の受賞者	(人事課)	九九
○普通肥料の検査の結果の概要	(道産食品安全室)	九九
○特殊肥料の検査の結果の概要	(道産食品安全室)	九九
公 告		
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課)	一〇〇
支庁告示		
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了(三件)		一〇〇
○特定調達契約に係る入札の公告		一〇〇
札幌医科大学告示		
○一般競争入札の実施		一〇一
道室蘭土木現業所告示		

告

示

北海道告示第1482号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成14年9月13日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品の名称

腕時計

イ 調達をする物品の数量

男性用時計 21個

女性用時計 26個

ペア時計 317組

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納 入 期 日 平成14年11月14日及び25日

(4) 納 入 場 所 北海道知事が別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部人事課

第 三 九 九 号 解 説 公 開 報 告	4 入札執行の場所及び日時
	(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館庁舎 11階共用会議室
	(2) 入 札 日 時 平成14年9月27日 午前10時
	(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
	(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
	5 入 札 保 証 金
	(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
	(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
	6 入札説明書の交付に関する事項
	(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部人事課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 188
	(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
北 海 道 知 事 官 公 開 報 告	7 郵便等による入札 郵便及び電報による入札は認めない。
	8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
	9 契約書作成の要否 要
	10 入札参加申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
	(1) 提 出 期 限 平成14年9月24日（火）
	(2) 提 出 場 所 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部人事課
	11 そ の 他
	(1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
	(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
	ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当す

る額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。	
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
ア 名 称	北海道総務部人事課
イ 所 在 地	郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 22 - 188
(4) この入札の執行は、公開する。	
(5) この公告の内容は、予定であり変更することが有り得る。	
(6) 詳細は、入札説明書による。	
北海道告示第1483号	
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。	
平成14年9月13日	
1 入札に付する事項	北海道知事 堀 達 也
(1) 調達をする物品等の名称及び数量	
認証基盤用 I C カード読取装置	201台
認証基盤用 I C カード	402枚
認証基盤用 I C カード読取装置ソフトウェア媒体セット	14セット
認証基盤用 I C カードドライバソフトウェア媒体セット	14セット
(2) 調達をする物品等の仕様等	入札説明書及び要求仕様書による。
(3) 納 入 期 限	平成14年10月28日
(4) 納 入 場 所	北海道総合企画部 I T 推進室情報基盤課
2 入札に参加する者に必要な資格	
次のいずれにも該当すること。	
(1) 平成13年度北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。	
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。	
3 契約条項を示す場所	
郵便番号 060 - 8588	北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合企画部 I T 推進室情報基盤課	

- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所

北海道札幌市中央区北3条西7丁目
北海道庁別館西棟4階8号会議室
- (2) 入札日時

平成14年9月27日（金）午前10時
- (3) 開札場所

(1)に同じ。
- (4) 開札日時

(2)に同じ。
- 5 入札保証金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合企画部IT推進室情報基盤課
- (2) 交付方法

(1)の場所で交付する。
- 7 郵便等による入札
- 郵便及び電報による入札は認めない。
- 8 落札者の決定方法
- 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
- 要
- 10 入札参加申込書の提出
- 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
- (1) 提出期限

平成14年9月20日
- (2) 提出場所

札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合企画部IT推進室情報基盤課
- 11 その他
- (1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称

北海道総合企画部IT推進室情報基盤課

イ 所在地

郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 572

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1484号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成14年9月13日

興行の種類	興行の題名	制作会社又は配給会社	北海道知事堀達也指定の理由
映画	異形の恋	パール企画	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあるため
同	年上の女（ひと）の恥じらい	オーピー映画	
同	淫乱病棟	巨乳で看護	
同	美人スチュワーズ	制服を	
同	汚さないで	新日本映像	
同	ジャンダラ	ギャガ・コミュニケーション	全部
同	夢野まりあ	超・淫乱女の私生活	
同	新日本映像		

北海道告示第1485号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年9月13日

第 1399 号

1 入札に付する事項 (1) 委託業務の名称及び数量 国民健康保険事業ＰＲステッカー一制作・掲出業務一式 (2) 委託業務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約期間 契約の日から平成15年3月31日まで 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する者でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 平成14年9月1日現在において引き続き2年以上ステッカーの制作及び掲出等の事業を営んでいること。 3 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成14年9月13日から27日までの間に行わなければならない。 (2)ア 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 イ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部国民健康保険課 (3) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁6階保健福祉部1号会議室 (2) 入札日時 平成14年10月11日（金）午前10時 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札	保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部国民健康保険課 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 8 郵便又は電報による入札 認めないものとする。 9 落札者の決定方法 政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 契約書作成の要否 11 その他 (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名称 北海道保健福祉部国民健康保険課 イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 163 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。 _____
---	---

北海道告示第1486号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の廃止について届出があった。

平成14年 9月13日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

そうご電器ビル

旭川市 4条通 7丁目右10号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

そうご電器株式会社 代表取締役 岸田 典正

札幌市中央区大通西 3丁目11番地

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

2,626㎡

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

479㎡

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000㎡以下となる日

平成14年 8月31日

(6) 変更する理由

営業政策上による

2 届出年月日

平成14年 8月30日

北海道告示第1487号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年1月14日までに北海道石狩支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成14年 9月13日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 株式会社 札幌明正堂 代表取締役 山口 忠志

札幌市中央区南 2条西12丁目323番地

イ 有限会社 笹川不動産 代表取締役 笹川 和宣

札幌市西区西野 4条 3丁目10番 2号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEISHODO MEGA & ツヤデンキ花川店

石狩市花川南 6条 1丁目10番 1号ほか

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 者 名	開店時刻	閉店時刻
株式会社札幌明正堂	午前10時	午後10時
株式会社北海道ツヤデンキ	午前10時	午後 8時

(変更後)

小 売 業 者 名	開店時刻	閉店時刻
株式会社札幌明正堂	午前10時	午前 0時
株式会社北海道ツヤデンキ	午前10時	午後 8時

(4) 変更する年月日

平成14年 9月19日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社札幌明正堂	札幌市中央区南 2条西12丁目 323番地	代表取締役 山口 忠志
株式会社北海道ツヤデンキ	札幌市中央区北 3条西 2丁目 1番地	代表取締役 山本 勝彦

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

平14北海道臨時18	サンディバレー スイアミ ET	ホルスタイン種	13. 5.11	白	黒	2 級	清水町	社団法人ジェネテイクス北海道十勝事業所
同	19 トウマー ビー フオート ET	同	13. 5.28	同	同	同	同	同
同	20 レーガンイングラント タイオン ET	同	13. 6. 1	同	同	同	同	同
同	21 ライルヘイブン ギヤンブラー ET	同	13. 6. 8	白	黒	同	同	同
同	22 サンシャインデリー RM フレスト ET	同	同	黒	白	同	同	同
同	23 アスキュー RM ダービイ ET	同	13. 6.12	白	黒	同	同	同
同	24 エメラルドエーカー バー テレク ET	同	13. 6.28	同	同	同	同	同
同	25 ジエフアナ マーシャル ラマー ET	同	13. 6.30	黒	白	同	同	同
同	26 クルーク BMW ダンディ ET	同	13. 7. 1	同	同	同	同	同
同	27 グレンマーク ミスター マツカス ET	同	13. 7. 5	同	同	同	同	同
同	28 アツタルニア アデウス コートランド ET	同	同	同	同	同	同	同
同	29 サンディバレー バード ET	同	13. 7.11	同	同	同	同	同
同	30 ミスター ソリッド ゴールド ラレド ET	同	13. 7.12	同	同	同	同	同
同	31 ミスター リツクランド ハーシエル オウイ ET	同	13. 7.13	白	黒	同	同	同
同	32 レデイスマナー ヘルメス ET	同	13. 7.16	黒	白	同	同	同
同	33 ホイツァイアアアムス RM ケード ET	同	13. 7.18	同	同	同	同	同
同	34 オービー ケルビン ET	同	13. 8. 5	白	黒	同	同	同
同	35 フューラクルス BMW フトム ET	同	13. 8.21	黒	白	同	同	同
同	36 VISION-GEN LEGACY ET	同	13. 4.12	同	同	同	北広島市	社団法人ジェネテイクス北海道中央事業所
同	37 SANDY-VALLEY FURY ET	同	13. 6.13	同	同	同	同	同
同	38 LANGS-TWIN-B WEB NITRO ET	同	13. 6.20	同	同	同	同	同
同	39 BRILEA TIMEPORT ET	同	13. 7.20	同	同	同	同	同
同	40 REGANCREST JDV HARV ET	同	13. 8.26	同	同	同	同	同
同	41 LEXVOLD EMERSON CLARK ET	同	13. 9. 3	同	同	同	同	同
同	42 FAR-O-LA DEBI-JO DOMEYER ET	同	13. 9.11	同	同	同	同	同

北海道告示第1489号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成14年 9月13日

- 1 解除予定保安林の所在 北海道知事 堀 達 也
場所 広尾郡大樹町字浜大樹67の58、79の8、79の9
- 2 保安林として指定され 霧害の防備
た目的

北海道告示第1490号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成14年 9月13日

北海道知事 堀 達 也

呼 6 9 9 第 1 3 9 号

- 1 解除予定保安林の所在 場所
勇払郡厚真町字隈内373・391・438の1・463の1・506（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、438の11、438の12、438の15
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振支庁経済部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1491号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。
平成14年9月13日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 解除予定保安林の所在 場所
名寄市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2(1) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3(1) 解除の理由
公共施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び名寄市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 2(2) 解除予定保安林の所在 場所
雨竜郡北竜町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2(2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3(2) 解除の理由
ダム用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び北竜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1492号

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

旭川開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成14年9月13日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点）
- 2 作業期間 平成14年9月10日から24日まで
- 3 作業地域 東川町

北海道告示第1493号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年9月13日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 夕張新得線
- 3 道路の区域 区 間

空知郡南富良野町字落合上川南部森林管理事業区141林班か小班地先から空知郡南富良野町字落合上川南部森林管理事業区144林班は小班地先まで	13.09mから51.18mまで	4,050.66m	—
敷地の幅員延長 国道等との重複区間			

北海道告示第1494号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年9月13日

北海道知事 堀 達 也

路 線 名	区 間	変更前 後の別	敷 地 の 幅 員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
落 合 停 車 場 線	空知郡南富良野町字落合871番地先から 空知郡南富良野町字落合943番地先まで	前	20.83 m から 35.57 m まで	399.86 m	—	北海道旭川土木現業所
		後	20.83 m から 35.57 m まで	399.86 m	—	
		後	20.93 m から 49.78 m まで	400.00 m	—	
当 別 浜 益 港 線	石狩郡当別町字青山79番地先から 石狩郡当別町字青山78番地先まで	前	16.88 m から 16.97 m まで	30.00 m	—	北海道札幌土木現業所
		前	36.15 m から 36.30 m まで	30.00 m	—	
		後	16.88 m から 16.97 m まで	30.00 m	—	
	石狩郡当別町字青山10番地先から 石狩郡当別町字青山519番28地先まで	後	30.91 m から 36.30 m まで	30.00 m	—	同
		前	15.49 m から 20.12 m まで	191.56 m	—	
		前	30.22 m から 37.68 m まで	191.56 m	—	
		後	15.49 m から 20.12 m まで	191.56 m	—	
		後	30.22 m から 37.68 m まで	191.56 m	—	
		後				

北海道告示第1495号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年9月13日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類 道道

2 路 線 名 襟裳公園線

3 道路の区域

間 変更前 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間
後の別

幌泉郡えりも町字東洋221番15地先から幌泉郡えりも町字東洋521番地先まで	前	11.00 m から 42.60 m まで	947.00 m	—
	前	15.50 m から 84.00 m まで	906.00 m	—
	前	11.00 m から 42.60 m まで	958.00 m	—
	後	15.50 m から 84.00 m まで	906.00 m	—

北海道告示第1496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年9月13日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 居辺本別線
- 3 道路の区域 区

変更前 後の別 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間

- 中川郡本別町美蘭別443番 12.00mから 995.94m —
- 3地先から中川郡本別町美蘭別445番2地先まで 37.97mまで
- 中川郡本別町美蘭別443番 19.71mから 990.00m —
- 3地先から中川郡本別町美蘭別462番2地先まで 110.42mまで
- 中川郡本別町美蘭別443番 12.00mから 995.94m —
- 3地先から中川郡本別町美蘭別445番2地先まで 37.97mまで
- 中川郡本別町美蘭別443番 11.00mから 1,543.35m —
- 3地先から中川郡本別町美蘭別445番9地先まで 110.42mまで

北海道告示第1497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年9月13日

北海道知事 堀 達 也

- 路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日
- 道道 小樽石狩線 石狩市新港中央1丁目281番地先から 平成14. 9.13
- 石狩市新港中央2丁目212番1地先まで

北海道告示第1498号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を平成14年9月13日午後1時から開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年9月13日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 豊頃糠内芽室線
- 3 道路の区域 区

変更前 後の別 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間

- 帯広市大正本町本通1丁目 8.00mから 2,168.60m —
- 新2地先から帯広市富士町 38.00mまで
- 西1線43 - 2地先まで 17.00mから 2,168.60m —
- 後 74.00mまで

北海道告示第1499号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。

平成14年9月13日

北海道知事 堀 達 也

- 1 組 合 の 名 称 音更町南宝来土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 河東郡音更町宝来南1条2丁目1番地
- 3 事業施行期間 平成10年9月29日から平成22年3月31日まで
- 4 施 行 地 区 河東郡音更町宝来南1条3丁目から南1条5丁目の全部並びに宝来南1条1丁目、南1条2丁目、南1条6丁目及び南2条1丁目から南2条6丁目の一部
- 5 設立認可年月日 平成10年9月21日
- 6 変 更 の 内 容 設計の概要、事業施行期間及び資金計画の変更
- 7 変更認可年月日 平成10年9月29日から平成22年3月31日まで
- 変更後の事業施行期間 平成10年9月29日から平成20年3月31日まで
- 変更前の事業施行期間 平成14年9月6日

北海道告示第1500号

都市計画法（昭和43年法律第100）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成14年9月13日

1	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	白老郡白老町日の出町4丁目41番1 ほか14筆（第7工区、第8工区、第11 - 1工区）	北海道知事 堀 達 也
2	開発許可を受けた者の住所及び氏名	白老郡白老町大町1丁目1番1号 白老町長 見野 全	
3	開発許可年月日及び番号	平成 8 年 3 月13日 都整第7 - 48号	

公 報

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。

平成14年 9月13日

北海道知事 堀 達 也

北海道社会貢献賞

市（区）町村名 氏名又は団体名 功 績 の 内 容
石 狩 市 白 髪 孝 国民健康保険事業功労
札幌市豊平区 堀 野 清 孝 同
釧 路 市 干 場 一 雄 同

平成14年7月分

肥料の種類等 肥料の名称 保証票添付者

たばこくす肥料 タバコ加里肥料 株式会社扶相

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成14年 9月13日

北海道知事 堀 達 也

平成14年7月分

特殊肥料 生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者
の指定名 届 出 名（及び商品名）

たい肥 登別市 たい肥
窒素全量 4.21% 乾物当たり
りん酸全量 1.68% 同

平 取 町 武 田 次 夫 同
当 別 町 江 口 富美雄 同
札幌市手稲区 秋 野 孝 同
同 豊平区 前 川 隆 同
同 室 市 若 松 敏 同
浦 根 室 町 神 谷 一 昇 同
佐 呂 間 町 八 花 矢 俊 夫 同
上 富 良 野 町 松 本 勉 同
北 竜 町 西 川 吉 博 同
上 磯 津 村 新 小 泉 敏 同
新 篠 川 市 小 渡 同
砂 川 平 同
小 平 同

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成14年 9月13日

北海道知事 堀 達 也

分 析 件 数	検 査 の 概 要	備 考
	保証票検査	その他の検査

1 うち不合格点数 0 。

たい肥	緑振興産株式会社	リンゾールH	加里全量 0.99% 同 水分 18.52% 現物当たり 窒素炭素比 10.16 窒素全量 0.75% 同 りん酸全量 0.97% 同 加里全量 0.40% 同 水分 52.13% 同 窒素炭素比 19.42 窒素全量 0.48% 現物当たり りん酸全量 0.60% 同
たい肥	更別村農業協同組	さらべつ堆肥	同

公報	たい肥	有限会社地下産業	牛糞堆肥大地のめぐみ	加里全量	0.47%	現物当たり	
				水分	70.90%	同	
				窒素炭素比	20.62	注	
				亜鉛	42.7		
				窒素全量	1.30%	現物当たり	
				りん酸全量	1.55%	同	
				加里全量	1.33%	同	
				水分	44.62%	同	
				窒素炭素比	16.82	乾物当たり	
				窒素全量	5.82%		
公報	たい肥	有限会社地下産業	ン	りん酸全量	4.50%	同	
				加里全量	1.77%	同	
				水分	15.65%	現物当たり	
				窒素炭素比	6.30	注	
				現物 1 キログラム当たり ミリグラム			
	地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により、次の特約業者の指定を取り消した。						
	平成14年9月13日						
	1	氏名又は名称	北都興産株式会社	北海道知事	堀	達也	
	2	代表者の氏名	前田 隆				
	3	主たる事務所又は事業所の所在地	札幌市東区北30条東1丁目1番28号				
4	指定の取消年月日	平成14年7月1日					
改 正 長							
北海道宗谷支庁告示第3号							
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。							
平成14年9月13日							
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称							
北海道宗谷支庁長 山上 徹 郎							
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称							
稚内市新光町1477 - 4のうち（第4工区）							

2	開発許可を受けた者の住所及び氏名	稚内市中央4丁目7-26 株式会社和光開発 代表取締役 田端 正義
3	開発許可年月日及び番号	平成11年9月28日 宗建指第11-4号指令
北海道網走支庁告示第21号		
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。		
平成14年9月13日		
1	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	北海道網走支庁長 太田 敏夫
2	開発許可を受けた者の住所及び氏名	紋別市港町7丁目48番地の9 株式会社丸正 代表取締役 籠尾 清一
3	開発許可年月日及び番号	平成14年3月5日 網建指第13-11号
北海道十勝支庁告示第18号		
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。		
平成14年9月13日		
1	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	北海道十勝支庁長 尾山 篤治
2	開発許可を受けた者の住所及び氏名	中川郡幕別町字依田450番地 中川郡幕別町字依田450番地 昭和公区・農事組合 代表 尾藤 敏之
3	開発許可年月日及び番号	平成14年2月28日 十建指第13-14号指令
北海道十勝支庁告示第19号		
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。		
なお、この入札に係る調達、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。		
平成14年9月13日		
1 入札に付する事項		
(1) 調達をする物品等の名称及び数量		
ホイールローダ 6台		
北海道十勝支庁長 尾山 篤治		

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 納 入 期 日 平成15年 1月20日 (4) 納 入 場 所 北海道十勝支庁長が別途指示する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第 9 号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 3 契約条項を示す場所 北海道帯広市東 3 条南 3 丁目 北海道十勝支庁総務部会計課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道帯広市東 3 条南 3 丁目 十勝合同庁舎 4 階 A 会議室 (郵送による場合は、郵便番号 080 - 8588 北海道十勝支庁総務部会計課) (2) 入 札 日 時 平成14年10月29日 午前11時 (郵送による場合は、平成14年10月28日までに必着) (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額 (消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。)) 相当額を含む。) の100分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の 7 及び北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。) 第147条から第150条までの定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道帯広市東 3 条南 3 丁目 北海道十勝支庁総務部会計課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所 で交付する。 7 落札者の決定方法 財務規則第151条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。 8 契約書作成の要否	9 そ の 他 (1) 開札の時に於いて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道十勝支庁総務部会計課 イ 所 在 地 郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東 3 条南 3 丁目 電話番号 0155 - 27 - 8508 (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) 入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 10 Summary A . Nature and quantity of the products to be procured : Wheel Loader 6 B . Bid tendering date and time : 11 : 00 A. M. October 29, 2002 (If mailed, bids must arrive no later than October 28.) C . Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi Subprefectural Office, Hokkaido Government, Minami 3, Higasi 3, Obihiro, Hokkaido, 080-8588 Japan Phone : 0155-27-8508
--	--

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第27号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成14年9月13日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量
ア 名 称 画像フアイリングネットワークシステム
イ 数 量 一式
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 納 入 期 限 平成14年10月18日（金）
 - (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有する者のうち、医療機器（中分類20）又は医療用品類（中分類21）のいずれかの資格を有しているもの
 - (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
 - (3) 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。
- 3 契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区南1条西17丁目
札幌医科大学事務局管財課
- 4 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目
札幌医科大学事務局管財課入札室
 - (2) 入 札 日 時 平成14年9月26日（木）午前9時30分
 - (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
 - (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
 - (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目
札幌医科大学事務局管財課
 - (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 7 郵便等による入札
郵便及び電報による入札は認めない。
- 8 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
要
- 10 入札参加申込書の提出期限及び場所
入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
 - (1) 提 出 期 限 平成14年9月25日（水）
 - (2) 提 出 場 所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目
札幌医科大学事務局管財課
- 11 そ の 他
 - (1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
 - (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 札幌医科大学事務局管財課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目
電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2253
 - (4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。	
道庁蘭士木現業所告示	
北海道室蘭土木現業所告示第2号	
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成14年9月13日	
北海道室蘭土木現業所長 安 藤 康 宏	
1 落札に係る物品等の名称及び数量	
(1) 凍結防止剤散布車 (湿式4.0m ³ 、4×4) 1台	
(2) 除雪トラック (10t級、6×6、S-G・1W付) 1台 (除雪トラック1台と交換)	
(3) 除雪グレーダ (3.7m級、2W、シャッターブレード付) 1台 (除雪グレーダ1台と交換)	
(4) ロータリ除雪車 (1.5m/100PS (70kw) 級) 1台 (ロータリ除雪車1台と交換)	
2 落札を決定した日 平成14年7月26日	
3 落札者の氏名及び住所	
(1) 氏 名 ソリトン・コム株式会社	
住 所 札幌市中央区円山西町9丁目5番5号	
(2) 氏 名 北海道三菱ふそう自動車販売株式会社	
住 所 札幌市白石区中央2条1丁目1番93号	
(3) 氏 名 北海道キヤタピラー三菱建機販売株式会社	
住 所 札幌市清田区里塚2条6丁目3番5号	
(4) 氏 名 株式会社日本除雪機製作所	
住 所 札幌市手稲区稲穂3条6丁目4番38号	
4 落札金額	
(1) 20,832,000円	
(2) 24,118,500円	
(3) 24,150,000円	
(4) 17,304,000円	
5 契約の相手方を決定した手続	
一般競争入札	
6 一般競争入札の公告	
平成14年北海道室蘭土木現業所告示第1号	
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
北海道室蘭土木現業所	
北海道教育庁胆振教育局告示	
北海道教育庁胆振教育局告示第3号	
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成14年9月13日	
北海道教育庁胆振教育局長 木 村 俊 昭	
1 落札に係る物品等の名称及び数量	
パーソナルコンピュータ 3式 106台	
2 落札を決定した日 平成14年7月26日	
3 落札者の氏名及び住所	
(1) 氏 名 日通商事株式会社	
(2) 住 所 東京都千代田区外神田3丁目12番9号	
4 落札金額 (1月当たりの単価) 639,030円	
5 契約の相手方を決定した手続	
一般競争入札	
6 一般競争入札の公告	
平成14年北海道教育庁胆振教育局告示第2号	
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
(1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局企画総務課	
(2) 所在地 北海道室蘭市幸町9番11号	
北海道選挙管理委員会告示第116号	
地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第74条第5項、第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項の規定により、平成14年9月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1及び3分の1の数は、次のとおりである。 平成14年9月13日	
1 選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1及び3分の1の数	
北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之	

50分の1の数				92,303			
3分の1の数				1,538,373			
2 北海道議会議員の選挙区域内の選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数							
石狩支庁所管区域	22,563	小樽市	41,654				
渡島支庁所管区域	47,337	旭川市	98,773				
檜山支庁所管区域	14,955	室蘭市	28,675				
後志支庁所管区域	30,718	釧路市	51,468				
空知支庁所管区域	54,136	帯広市	46,144				
上川支庁所管区域	30,096	北見市	29,873				
留萌支庁所管区域	10,162	岩見沢市	22,761				
宗谷支庁所管区域	9,722	網走市	11,255				
網走支庁所管区域	41,348	留萌市	7,719				
胆振支庁所管区域	19,106	苫小牧市	45,681				
日高支庁所管区域	22,832	稚内市	11,729				
十勝支庁所管区域	50,362	美唄市	8,449				
釧路支庁所管区域	22,415	江別市	32,114				
根室支庁所管区域	13,916	紋別市	7,612				
札幌市中央区	51,022	士別市	6,339				
札幌市北区	71,064	名寄市	7,374				
札幌市東区	67,801	根室市	8,848				
札幌市白石区	54,847	千歳市	23,225				
札幌市厚別区	34,027	滝川市	12,655				
札幌市豊平区	56,418	深川市	7,443				
札幌市清田区	28,280	富良野市	6,889				
札幌市南区	41,602	登別市	15,030				
札幌市西区	55,429	恵庭市	17,102				
札幌市手稲区	35,862	伊達市	9,844				
函館市	78,277	北広島市	15,435				
3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内の選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1及び3分の1の数							
北海道警察函館方面本部管轄区域							
50分の1の数							
8,597							
3分の1の数							
143,279							
北海道警察旭川方面本部管轄区域							
50分の1の数							
12,105							

3分の1の数		201,744	
北海道警察釧路方面本部管轄区域			
50分の1の数		11,590	
3分の1の数		193,152	
北海道警察北見方面本部管轄区域			
50分の1の数		5,406	
3分の1の数		90,087	

調査対象部局 総務部			
第1 監査の結果の報告			
平成12年度に係る監査の結果については、平成13年9月17日に議会、知事及び教育委員会に報告（平成13年10月2日付け北海道公報号外第48号で公表）した。			
第2 監査の結果に対する措置			
1 私立専修学校の運営指導事務について			
1 私立専修学校の運営実態について			
(1) 専修学校としての最低条件を下回っている			
専修学校は、公の性質を有する教育機関であることから、一定の水準を下回ることのないよう、その最低条件が学校教育法第82条の2の規定により、次のとおり			

調査公表第9号	
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した平成12年度に係る行政監査の結果に基づき講じた措置について、同条第12項の規定により、知事及び教育委員会委員長から通知があったので、次のとおり公表する。	
平成14年9月13日	
北海道監査委員 山崎正隆	
北海道監査委員 岡本修一	
北海道監査委員 前田榮一	
北海道監査委員 徳永光孝	

り定められている。

ア 修業年限が1年以上であること。

イ 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数（学科ごとに1年間にわたり800時間）以上であること。

ウ 教育を受ける者が常時40人以上であること。

しかし、訪問調査を行った30校のうち、生徒数40人未満の学校が7校、年間授業時数800時間未満の学校が2校あった。

(2) 定員が守られていない

専修学校の収容定員は、生徒との附合契約といわれる学則の記載事項であり、この変更は所轄庁への届出事項とされている。定員は学科ごとに定められ、教員数や校舎面積の算定基礎となるなど、学校の基本をなすものであることから、適切な設定と遵守が求められている。

しかし、定員を著しく超えていたり、大幅に下回っている学校があった。

(3) 生徒納付金の徴収が適切でない

ア 生徒納付金については、「準学校法人の認可基準の解釈及び運用について」（昭和35年5月26日付け文管振第207号文部省管理局長通達。以下「認可運用方針」という。）により、準学校法人が生徒から経常的に受け入れる授業料その他の金額の総額は、教職員の給与、研究費及び共済組合等の掛金、生徒諸費並びに教育用備品費の総額のおおむね1.5倍相当額の範囲内とされているが、これを超えている法人があった。

イ 入学手続時における生徒納付金の取扱いについては、私立大学では「私立大学の入学手続時における学生納付金の取扱いについて」（昭和50年9月1

日付け文管振第251号文部省管理局長通達）により、入学前に入学料以外の授業料や施設整備費等を徴収する場合には、入学式の日から逆算しておおむね2週間前の日以降に徴収するなどの配慮が求められている。

専修学校については、取扱いが明確でなく、入学式の日が5か月も前から徴収している学校があった。

(4) 教員の育成確保が十分でない

ア 教員資格は、設置基準により、それぞれの課程ごとに、学歴や実務経験を基本として定められており、担当する教育に関し、専門的な知識や技術等を有することとされている。

教員資格の審査は、学校の設置者が、担当する教育に関する資格免許の有無、実務経験年数、業績などについて行わなければならないが、本人から履歴書の提出を求めているだけで、十分な確認を行っていない学校があった。

イ 教員の資質向上を図るためには、研修を体系的、計画的に行う必要があるが、訪問調査を行った学校では、研修費用は1校平均47万7,000円で、教員1人当たりでは4万円程度となっており、約4分の3の学校は、教員研修計画を策定していない。

ウ 北専各連は、道からの補助金を受けて研修事業を行っているが、体系的な研修計画がなく、研修成果の把握も十分でない。

エ 教員の資質向上を図り、併せて教員能力の認定を行うという北専各連独自の教員能力認定制度があるが、訪問調査を行った学校において、この制度を活用し、認定状を取得している教員は1割程度となっている。

(5) 学校運営が適切でない
学校の運営は、学校教育法や設置基準等法令の規定に従って行われなければならないが、一部に次のような適切を欠く事例があった。

項 目	内 容
ア 学則の変更を行っているもの	(ア) 授業料等を値上げしているにもかかわらず、変更を行っていない。 (イ) 学科を増設しているにもかかわらず、変更を行っていない。
イ 組織編制が適切でないもの	(ア) 同時に授業を行う生徒の数は、特別の事由のない限り、40人以下でなければならぬが、これを大幅に超えている。 (イ) 専修学校の授業は、課程ごとに行わなければならないが、専門課程と高等課程を区分しないで混合教育を行っている。
ウ 学校備付表簿の管理が適切でないもの	(ア) 生徒の指導要録が作成されていない。 (イ) 教職員の出勤簿を備え付けていない。 (ウ) 生徒の出席簿を保存期間満了前に

工 保健、安全管理が適切でないもの	(ア) 教員、生徒の健康診断を行っていない。 (イ) 学校保健安全計画を作成していない。
オ その他	(ア) 大学入学資格付与校における授業科目や総授業時数が指定要件を下回っている。 (イ) 生徒に対し無料の職業紹介事業を行う場合には公共職業安定所に届出を行わなければならないが、行っていない。

《改善意見》

- (1) 専修学校は、公の性質を有する教育機関として、法が定める教育水準を維持するのみならず、常にその向上に努めなければならないものであることから、最低条件を下回ることとなった学校に対しては、具体的な改善計画を提出させるなど指導を強めること。
- (2) 収容定員は、学校運営の基礎となるものであり、また、入学者志望者が学校を選択する際の指標ともなることから、適切な定員の設定とその遵守について指導すること。
- (3) 生徒納付金の額は、認可運用方針に従い適切に定めるとともに、授業料等の徴収時期についても適切なものとなるよう指導すること。

(1)～(4)
行政監査報告書の提出を受け、直ちに、全ての専修学校長に対し、行政監査で指摘された不適切な事例について点検を行い、改善すべき事項があれば早急に措置するよう文書により指導しました。
個々の改善意見に対する具体的な指導については、個別指導を行うこととし、平成14年度から学校を設置する法人に対する指導検査を実施しております。

(4) 教員資格の審査を適切に行うよう指導すること。 教員の研修の充実、教育水準の維持向上のために不可欠なものであることから、体系的な研修計画を策定し、研修成果が上がるよう指導すること。 また、北専各連が実施している教員能力認定制度は、新任教員等に対し、教員としての基礎知識を習得させるとともに、教員能力を認定するという、専修学校教員資格制度を補完する有意義なものであることから、一層の充実と活用について指導すること。 (5) 学校運営が、法令等に基づき適正に行われるよう「私立専修学校の運営ハンドブック」の作成や北専各連を通じた校長研修の実施など、学校運営の適正化について指導を強めること。			(5) 平成14年1月に北専各連を通じた理事長、校長など管理者を対象とした研修会を開催し、「学校及び法人の運営に係る資料」を配布の上、専修学校及び法人運営の適正化について指導しました。 また、運営ハンドブックについては、研修会において「管理運営の手引き」を配布しました。						
2 準学校法人の運営実態について 《問題点》 (1) 法人運営が適切でない 準学校法人は、私立専修学校の設置者として、学校の永続性、確実性、公共性を確保しなければならず、民法法人に比べ、さらに一段と高い公共性が求められ、各種の規制が加えられているが、その一方では、税制上の優遇措置が講じられている。 法人の運営は、法令や寄附行為等の規定に従って行わなければならないが、一部に次のような適正を欠く事例があった。									
<table><tr><td>項</td><td>目</td><td>内</td><td>容</td></tr></table>						項	目	内	容
項	目	内	容						

ア 寄附行為が不備なもの		(ア) 専修学校の課程の名称を記載していない。
イ 理事、監事、評議員の選任が適切でないもの		(イ) 収益事業の種類を記載していない。
		(ア) 理事、監事、評議員の任期が満了しているにもかかわらず、選任手続きを行っていない。
	(イ) 校長を理事に選任しなければならないが、選任していない。	
	(ウ) 理事の中には同一企業の役職員である者が3人以上含まれてはならないが、3人以上選任している。	
	(エ) 評議員の中には、親族が3人以上含まれてはならないが、3人選任している。	
	(オ) 職員以外の者を職員選出の評議員とし、さらに、この者を評議員選出の理事としている。	
	(カ) 理事定数は6人であるにもかかわらず、7人選任している。	
	(キ) 理事と評議員とが同時に任期切れとなる場合の両者	

ウ 理事会、評議員会の運営が適切でないもの		の選任手続きに誤りがある。 (ケ) 監事が評議員を兼ねている。	
		(ア) ここ数年、理事会、評議員会を一度も開催していない。 (イ) 基本財産を第三者のための担保に供している。 (ロ) 予算や決算、借入金、基本財産の負担付、基本金の取崩しについては、理事会の議決事項であるが、議決を得ていない。 (ハ) 理事総数の過半数で決しなければならぬ議事について、過半数を欠いた状態で可決している。 (ニ) あらかじめ評議員会の同意を得なければならぬ議事について、理事会が決定した後、同意を得ている。 (ホ) 予算の議決を会計年度開始後に行っている。 (ヘ) 理事会、評議員会の開催を書面で通知していない。 (セ) 理事会の議事録に理事が自署押印	
エ 役員報酬が適切でないもの		していない。 (ア) 役員報酬に関する規定がないにもかかわらず、支給している。 (イ) 寄附行為では非常勤役員に報酬を支給しないこととしているが、支給している。 (ロ) 理事長に対し高額な報酬を支給している。	
	オ 就業規則等を作成していないもの	(ア) 常時10人以上の教職員を使用する場合には、就業規則を作成し、労働基準監督署に届出なければならないが、作成していない。 (イ) 毎会計年度終了後2月以内に、財産目録を作成し、常に事務所に備え置かなければならないが、作成していない。	
カ 登記事項を登記していないもの	(ア) 収益事業の種類を登記していない。 (イ) 理事の重任、資産総額の変更を登記していない。		
(2) 会計処理が適切でない 準学校法人の会計処理については、私立学校振興助成法や学校法人会計基準			

(昭和46年4月1日文部省令第18号。以下「会計基準」という。)に基づき処理することとされているが、一部に次のような適切を欠く事例があった。

項 目	内 容
ア 経理規程、給与規程などを制定していないもの	(ア) 会計処理や予算編成の基本事項を定める経理規程がないまま会計処理を行っている。 (イ) 給与規程や旅費規程がないまま支給している。 また、給与規程はあるものの規定外の手当を支給している。 (ウ) 退職金支給規程がない。
イ 事業収入の取扱いが適切でないもの	(ア) 附帯教育事業や他団体からの受託事業に係る勘定科目は、収入は(大科目)事業収入とし、支出についても、事業収入に対応した支出項目(中科目又は小科目)を設定し、事業ごとの収支を明確にする必要があるが、こうした取扱いを行っていない。 (イ) 収益事業は、特別会計として整理し、収益を一般会

	計に繰り入れる場合には、(大科目)事業収入(小科目)収益事業収入としなければならないが、こうした取扱いを行わずに、一般会計との合併表示を行っている。
ウ 部門別経理を行っているもの	2以上の学校を設置する場合、資金収支内訳表については、法人部門と学校部門とを区分して記載しなければならないが、こうした取扱いを行っている。
エ 減価償却を行っているもの	固定資産のうち減価償却資産は、減価償却を行わなければならないが、行っていない。
オ 退職給与引当金を計上していないもの	経理規程等において退職給与引当金を計上することとしているが、計上していない。
カ 基本金の取扱いが適切でないもの	第3号基本金を設ける場合、これに相当する実在資産として、第3号基本引当資産がなければならないが、実在資産がない。
キ その他	(ア) 貸借対照表の資

産の部において、資産としての実在性がない「創立諸費」を記載している。 (イ) グループ各校を統括する別法人に対し、契約書も交わさずに、共通管理経費などを支出している。 (ウ) 理事長が経営する会社から、契約書も交わさずに、運転資金の借入を行っている。 (エ) 理事長が経営する会社と事務委託契約を結んでいるが、委託業務の具体的な内容や積算根拠が明確でない。 (オ) 系列の学校法人が賃借しているビルを転賃借し、多額の使用料を支払っているが、使用料積算の根拠が明確でない。	
(1) 平成14年1月に北専各連を通じて理事長、校長など管理者を対象とした研修会を開催し、「学校及び法人の運営に係る資料」を配布の上、専修学校及び法人運営の適正化について指導しました。	
3 管理運営費補助制度のあり方について 《問題点》 (1) 補助目的が抽象的で効果が把握しづらい イ 補助の目的は、「私立専修学校等管理運営費補助金交付要綱」によると、「北海道における私立専修学校の教育条件の維持向上及び父母負担の軽減を図るとともに経営の健全性を高め、もって私立専修学校教育の振興を図ること」とされている。 しかし、表4のとおり補助金が増額されているにもかかわらず、生徒納付金も増額されている学校が見られるなど、必ずしも父母負担の軽減が図られているとはいえない。 また、前記2の《問題点》で指摘したとおり、教育条件が低下したり、経営の健全性が損なわれるような事例も見られる。 補助金の配分においても、単に生徒や教員の数に応じて配分している。補助金の交付は無条件に行われるも	また、運営ハンドブックについては、研修会において「管理運営の手引き」を配布しました。 (2) 行政監査報告書の提出を受け、直ちに全ての専修学校長に対し、行政監査で指摘された不適切な事例について点検を行い、改善すべき事項があれば早急に措置するよう文書により指導しました。 個々の改善意見に対する具体的な指導については、個別指導を行うこととし、平成14年度から学校を設置する法人に対する指導検査を実施しております。

《改善意見》

(1) 法人運営が法令等に基づき、適正に行われるよう「準学校法人の運営ハンドブック」の作成や北専各連を通じた理事長研修の実施など、法人運営の適正化について指導を強めること。

のではなく、「自家の財力に余裕があり、かつ、公益上必要がある場合」に限られ、「適正かつ効果的に使用し、効果を上げなければならない」ものであるが、この補助金は、毎年度継続的に交付され、補助対象経費が管理運営費全般に及んでいることから、実質的に使途の自由な一般財源と受け取られている。

しかも、補助目的が「教育条件の維持向上」「父母負担の軽減」「経営の健全性を高める」と抽象的なことから、補助効果が把握しづらくなっている。

- (2) 補助金交付要綱の取扱いが明確でない
ア 補助金交付要綱は、補助金の採択基準及び審査基準としての性格を有するもので、「補助事業の目的」「補助対象事業の範囲」「申請者の資格要件」「補助金額の算定基準」を定め、交付対象者に明らかにしなければならない。また、交付申請書の提出があったときには、申請者について補助金交付の適格性があるか否かを審査しなければならないが、その審査のポイントは、次のとおりとされている。

- （ア）申請者が補助事業を遂行する能力を備えているか。
（イ）申請者が行う補助事業が補助の目的や内容に適合しているか。
（ウ）申請者が行う補助事業が経済的、効果的に行われているか。
（エ）申請してきた補助金額の算定に誤りがないか。

しかし、補助金交付要綱において、肝心の補助金額の算定基準は、「別に定める」とし、交付対象者には明らかにせず、事務連絡により補助金額のみを示していることから、交付対象者は、

算定基準を知らないまま申請している。

また、申請書の添付書類として、算定基準と実際の数値とに誤りがないかどうかの審査に必要な書類（専任教員数、生徒数、学級数を明らかにしたものの）の提出も求めている。これは、実績額の確定時においても同様である。

- イ 補助金交付要綱第2条において、補助金の目的は、専修学校等教育の振興を図ることと定められているが、前記1の《問題点》の(1)で指摘したとおり、専修学校としての最低条件を下回ることとなった学校を補助対象としており、こうした学校に対する補助金の取扱いが明確でない。

- ウ 補助金交付要綱第4条において、補助対象外経費として退職金及び役員報酬を示しているが、同様に補助対象外経費として取扱うべきものと考えられる次の経費を補助対象経費に含めている。

- （ア）交際費及び食糧費
（イ）国の補助事業である私立専修学校開放講座事業に要する経費
（ウ）道の補助事業として北専各連が行う私立専修学校等教職員研修事業及び私立専修学校各種学校連合会育成事業のうち、該各校が間接補助事業として支出する経費
（エ）北海道教育委員会から技能連携校である専修学校に交付される講師手当及び施設使用料

- エ 補助金交付要綱第7条において、補助金の交付対象者が、法令や寄附行為に違反している場合には、補助金額を減額して交付し、又は交付しないことがあるとしているが、こうした場合の取扱いが明確でない。

オ 補助金額の算定基準である「管理運営費補助金配分基準細則」によると、補助金額算出の基礎数値となる生徒数は、5月1日現在の「定員内実員」と定めているが、定員内実員の定義が明確でないことから、各課程、分野ごとの定員内実員とすべきものを総定員で捉えている。 カ 補助金額の算定基準である「管理運営費補助金配分基準細則」によると、補助金算出の基礎数値となる教員数は、5月1日現在の担当教科をもつ専任教員数と定めているが、専任教員の定義が明確でないことから、担当教科をもたない校長や兼務教員、助手を対象としているものがあつた。 (3) 実績確認が十分でない 補助金の額の確定を行う際には、必要に応じ現地調査を行い、補助事業の成果が交付決定の内容等に適合するかどうかを調査することとされているが、これまでに現地調査を行っていないかつた。 (4) 公認会計士等の監査が適切でない 私立学校振興助成法第14条第3項の規定により、1,000万円以上の管理運営費補助金を受ける学校法人については、所轄庁が監査事項を指定し、それに基づき公認会計士又は監査法人が監査を行い、その結果を監査報告書として所轄庁に提出することとされている。 準学校法人についても、これに準じた取扱いを行うこととされているが、次のような適切を欠く事例があつた。 ア 公認会計士又は監査法人の監査を受けていないもの。 イ 公認会計士の監査報告書において、会計制度の根幹となる経理規程を定めていなかったり、部門別の経理区分を	
行っていないなどの不適切な事実があるのに、報告されていないもの。 《改善意見》 (1) 補助目的が抽象的で、実効補助率が低いことから、使途の自由な一般財源と受け取られ、また、補助効果の把握も困難なことから、補助目的を明確にし、補助効果がより高まるよう制度の見直しについて検討する必要がある。 (2) 補助金交付要綱（補助金額の算定基準を含む。）を交付対象者に明示するとともに、交付対象者や補助対象外経費、補助金額算出の基礎数値となる教員や生徒などの明確化について検討する必要がある。 (3) 実績報告書の提出を受けたときは、必要に応じて現地調査を行うなど、実績確認を厳正に行うこと。 (4) 公認会計士等による外部監査について、適正に取扱うよう指導すること。	
4 教職員の退職金共済制度について 《問題点》 (1) 加入率が低い 退職金共済制度は、北専各連が実施主体であり、昭和47年に私立各種学校を対象として創設され、昭和51年に専修学校制度が発足してからは、専修学校も含めた制度となっている。 学校の設置者が、教職員に支給する退職手当の原資を、相互扶助の考え方に立って共同で積み立てているもので、毎月の積立額は、対象教職員の標準給与月額	の99/1000となっている。

道は、この制度に対し、教職員の福利厚生増進を目的として、昭和47年度以降毎年度補助金を交付（昭和55年度から60年度までは不交付）しており、平成11年度の補助金額は、1,366万8,000円となっている。 しかし、制度開始時には、166校、973人を数えていた加入者が、年々低下し、平成12年3月末現在の加入者は、専修学校49校463人、各種学校12校125人、合計61校で588人となっており、結果として、少数の者を対象とした制度となっている。 (2) 対象外の教職員が加入している 北専各連の教職員退職手当資金給付事業規則第2条によると、給付の対象者は、私立専修学校、私立各種学校等に勤務する専任の校長、教員、事務職員その他専任の職員となっているが、これらに該当しない非常勤の教員や法人の常勤役員が加入している。 《改善意見》 (1) 北専各連の退職金共済制度については、道費助成が行われるなど、教職員の人材確保の上からも重要な役割を担うものであることから、加入率の向上について、北専各連に対し指導すること。 (2) 給付対象者について、制度と実際の運用との間に乖離が生じないよう、制度の整備などについて、北専各連に対し指導すること。	
(1) 加入率の向上については、道からの指導を受け北専各連において、各私立専修学校設置者に個別訪問を行うとともに、具体的な取組の実施に向けて検討しております。 (2) 給付対象者については、道からの指導を受け北専各連において、平成13年12月に規則を改正しました。	

2 保健福祉部所管の道単独補助事業の執行について
監査対象部局 本庁保健福祉部及び支庁社会福祉課

改善を要する事項	左に対する措置
1 補助制度について 《問題点》	

(1) 「北海道福祉のまちづくり条例」の趣旨が生かされていない ア 道では、施設等の整備を行う場合は「北海道福祉のまちづくり条例（平成9年北海道条例第65号）」（以下「まちづくり条例」という。）に基づいて、必要な整備を行うよう配慮することを通知公報により、支庁及び市町村に求めている。 まちづくり条例第17条は、「知事は公共的施設の出入口等、不特定多数の者の利用に供する部分の構造及び設備に関し、障害者、高齢者等が円滑に利用できるよう整備するために必要な基準（以下「基礎的基準」という。）を定めること、その基準は規則で定める」ことを規定している。 また、まちづくり条例第18条においては、「公共的施設を所有し、又は管理する者は、当該公共的施設を基礎的基準に適合させるよう努めなければならない」こととしている。 細事業における「福祉環境整備促進事業」の補助対象経費は、まちづくり条例に定める対象施設及び整備対象箇所の改善等に要する経費とされ、わがまち福祉振興事業運営要綱（以下「運営要綱」という。）においても、補助金の交付に当たっては、原則として、まちづくり条例に基づく公共的施設の基準を満たす整備を対象とする旨、定められている。 しかし、一部を除いて、まちづくり条例施行規則に定める基礎的基準を満たしていないのに、単に利便性が向上することなどを理由として補助の対象としているものが広範に見られた。それらはわがまち事業の補助の対象とし	
--	--

て不適切であるのみならず、まちづくり条例の趣旨が生かされていない結果となっていた。

イ 道では、まちづくり条例の施策として、財政上の措置等各種の取組みを行っているが、わがまち事業と比べ、取扱いに差が生じているものが見られる。

例えば北海道福祉のまちづくり資金は、民間事業者等が店舗等を改修又は新築する場合の融資事業であり、基礎的基準を満たさない場合にあっては融資は受けられないこととなっているが、わがまち事業においては市町村に対する補助事業であるにもかかわらず、まちづくり条例の基礎的基準を満たさなくとも補助の対象とするなど整合性に欠けているものと認められた。

(2) 国庫補助事業等と制度上、一部重複が認められる

一般的に補助金の交付要綱においては、他事業との経費の重複等を避ける意味からも、他の補助金の交付の対象となるものは除くこととされており、わがまち福祉振興事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）においても「この補助金は、市町村が実施する事業を交付の対象とする。ただし、国庫補助事業等他の公的助成制度があるものは交付の対象外とする。」旨、規定されているが、国庫補助事業等と制度上、一部重複が認められた。

(3) 類似の細事業間において、合理的な理由がないにもかかわらず、事業内容や補助対象経費に差異がある

ア 車両購入を補助対象とする４つの事業で、次の表（省略）のとおり補助対象経費に差異があることから、支庁において補助対象経費の捉え方が区々と

なっていた。

イ わがまち事業は、立ち上げ支援を補助の目的としていることから設備の整備については、施設設置等に伴う初度設備に限定すべきと考えるが、交付要綱上、初度設備でないものも補助の対象となっていた。また、同一の細事業内においても初度設備に限定するものとそうでないものが混在していた。

(4) 運営要綱に規定する対象者の範囲と市町村の対象者の範囲に差異がある

細事業の「重度障害者タクシール料金補助事業」において、道の運営要綱上は、身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が１級又は２級である障害者（児）を対象者としているのに対し、市町村では１級及び２級の障害者（児）のうち、内部障害者、聴覚障害者、上肢障害者を除くなど、その対象者の範囲を狭めて事業を実施しているため、補助事業が期待する水準に達していないと認められるものがあった。

(5) 補助基準額の設定方法が適切なものとなっていない

補助基準額は一般的に事業の標準的な経費を示すとともに、補助の対象とする経費の上限額を設定することや予算の範囲内での効果的な配分を目的に設定されているものである。わがまち事業においては、一市町村当たりの補助基準額を設定しているものや一箇所当たりで補助基準額を設定しているもののほかに、対象者一人当たり又は人口規模に応じて段階的な補助基準額を設定しているものなどがある。また、補助基準額の設定方法の基本的考え方は、細事業ごとに①標準的経費を積上げているもの、②必要経費を積上げているもの、③類似事業を参考に

設定しているもの、④実勢価格を参考にしているものなどがある。

ア 細事業の中には、人口規模又は補助の対象となる者の数が考慮されずに補助基準額が設定されているため、市町村間で補助対象経費と補助金の額との比（実際の補助率）に著しい隔たりの生じているものが認められた。

イ 個人へ給付される事業において、道は市町村ごとの補助基準額のみを設定し、給付額の統一した基準額を設定していないため、市町村によって個人への給付額に著しい差が生じているものがあった。

例えば細事業の「地域生活支援事業」は、市町村が、対象となる高齢者世帯等に対して冬期間の燃料費等を給付する場合に補助金を交付するものであるが、給付額が1世帯当たり30,000円のC村と3,100円のD町の例などが認められた。

(6) 市町村の福祉施策が体系的に実施されるよう配慮がされていない

道では、市町村の福祉施策が体系的に実施されるよう十分配慮することを支庁、市町村に求めているが、福祉施策の体系化について市町村に対して具体的に示しているものはなかった。また、支庁においても市町村の福祉施策の体系化について確認している事例は特に認められなかった。

《改善意見》

(1) まちづくり条例の趣旨にかんがみ、基礎的基準を満たしていないものについては、原則として、補助の対象とすべきでないことから、補助制度の適切な取扱いを行うこと。

また、北海道福祉のまちづくり資金な

(1) 福祉環境整備促進事業においては、北海道福祉のまちづくり資金など道の他の事業との整合性なども考慮し、まちづくり条例の基準を満たす整備を促進するため、補助対象となる整備の

と道の他の事業との整合性が図られるよう検討する必要がある。

(2) 国庫補助事業等、他の助成制度との一部重複があるものについては、わがまち事業の見直しを検討する必要がある。

(3) 細事業ごとに、補助の対象となるものを明確にするとともに、類似事業の補助対象経費の取扱いに差異が生じないよう統一を図ること。

(4) 運営要綱に規定する対象者の範囲が市町村においても担保されるよう指導すること。

(5) 補助基準額の見直しについて検討する必要がある。

(6) わがまち事業を通して、市町村の福祉施策の体系化が図られるよう、基本的な考え方を示すなど検討する必要がある。

範囲を限定することとしました。

(2) 他の公的助成制度等の重複などを確認し、検討の結果、国庫補助対象となるものについては廃止することとしました。

(3) 本事業のメニューのうち、事業形態等が類似していると考えられる事業について、補助対象となる経費を統一しました。

また、設備整備等に係る事業における補助の対象の範囲について、事業毎に取り扱いを明確にしました。

(4) 事業を実施する市町村に対し、各支庁から補助事業の目的や助成対象者の範囲などに関する内容、趣旨の周知を図りました。

(5) 補助基準額等については、各支庁を通じ市町村からの改善要望を取りまとめ、細事業の所管課において検討資料を作成し、見直しの検討を行いました。

今後もし引き続き補助基準額の設定については、市町村等の要望も考慮しながら、より適切なものとなるよう検討してまいります。

(6) 市町村の福祉施策の体系化については、平成12年6月7日に一部改正された社会福祉法において平成15年4月1日に施行される第107条の規定により平成15年度に市町村が策定することとされている地域福祉計画の中で、福祉施策の体系化を図ることとなっております。

また、市町村の計画策定を円

滑に進めるため、国の指針に基づき道として平成14年度中に、同法第108条の規定による計画策定のガイドラインを提示することとしています。

2 補助事業の趣旨及び事業効果について
《問題点》

(1) 補助事業の趣旨に合致した補助内容となっていない

ア わがまち事業は、市町村が事業を立ち上げる際に支援を行うことを目的に実施されているものであり、また、一般的に補助金の性格として、自力執行が困難な者に対して補助するという趣旨を考えると、市町村が従来から事業化しているものや補助制度の有無に関係なく当然に事業を実施したと考えられるものについては、補助の対象とならないものと解されるが、それらを補助の対象としている事例が広範に見られた。

一方、補助制度を創設する道においても、交付決定を行う支庁においても、市町村が従来から事業化しているものなどについての確認を行った事例は見られなかった。

イ 運営費等に係る補助事業については、事業立上げ支援の趣旨から、平成12年度は6細事業において一市町村3年間の時限を設けているが、同じ運営費等に係る補助事業でありながら3年間の時限を設けていない事業もあり、細事業ごとの取扱いに差異があるものと認められた。

(2) 事業効果について検証されていない
ア 細事業ごとの事業効果について、道では指標を設けておらず、事業を実施することにより住民の福祉の向上を図

られることや市町村からの事業要望が毎年度継続的にあることをもって事業の効果と捉えているのみであり、特に検証は行われていなかった。

イ わがまち事業の補助金交付額は、交付要綱において、「細事業ごとに次により算出された額以内の額の合計額とする。ただし、合計額が25万円に満たない場合は、補助金を交付しないものとする。」と規定されていることから、補助額が少額となる細事業を組み合わせて25万円を満たしている事例もある。本来、自力執行困難な者に対して補助するという補助金の性格上、細事業1件当たりの補助額が少額である場合にあっては、事業の効果や補助の必要性について検討すべきであるが、特に検討は行われていなかった。

《改善意見》

(1) 市町村の事業の立ち上げ支援の趣旨に則した事業となるよう、市町村の事業内容等について確認を行うこと。

また、確認結果等によっては、細事業ごとの継続の必要性や事業年限について検討する必要がある。

(2) 事業の創設、存続及び廃止に当たっては、事業効果の把握が必須であることから、事業効果の測定方法等について、検討する必要がある。
また、細事業の補助下限額等の設定について検討する必要がある。

(1) 補助事業の採択に当たって、各市町村の事業内容の詳細を把握するとともに、本事業の趣旨に則したものであることを確認するよう、支庁に対し通知しました。

(2) 平成14年度における事業の継続や廃止等の検討に当たり、事業効果の測定等が必要であることから、各メニュー事業毎に事業検討表を作成し、検討を行いました。
また、補助下限額については、今年度25万円から30万円に引き上げました。
今後は、市町村の実情等を踏まえ検討していくこととしています。

3 補助対象経費について

《問題点》

(1) 補助の対象としたものの中に補助対象外事業や補助対象外経費等が含まれている

補助の対象としたものの中には、①補助対象経費となっていない節科目により執行されていたもの、②補助対象となっていない事業を対象としていたもの、③まちづくり条例や運営要綱等に定める基準を満たしていないもの、④事業目的との関連性が希薄なもの、⑤補助金の算定方法に誤りのあるものなどが相当数認められた。

なお、主な細事業ことの不適切な事例は、別記（省略）のとおりである。

(2) 交付要綱上、事業に必要な経費が補助対象経費として明記されていない

ア 交付要綱において、委託料や補助金が対象経費として明記されていないのに、運営要綱においては、市町村が委託又は助成するものを補助の対象としているなど交付要綱と運営要綱との間で齟齬が認められた。

また、その結果、支庁において補助の対象外となるものを補助の対象と誤認するなどの事例が認められた。

イ データベースの構築において、ソフトを開発する場合は通常、市町村での自力開発が困難であることから、業者委託を伴うものであるが、交付要綱には委託料が対象科目となっていないなど、事業の実施方法と交付要綱・運営要綱との間に齟齬が生じていた。

(3) 設備整備事業において、消耗品が補助の対象経費となっている

一般的に補助金の補助対象科目に需用費が掲げられている場合は、需用費の内

訳として消耗品費、食糧費、燃料費、光熱水費等が含まれるためにそれらも補助の対象となるが、設備整備に関する細事業においても、需用費が補助対象経費となっていることから、通常、設備と認めがたい消耗品が補助の対象となっている事例が散見された。

(4) 交付要綱上、補助の対象とするものについての定義が曖昧となっている

ア 細事業の「高齢者・障害者作業所等整備事業」については、施設の定義、設置の基準、管理・運営方法等を具体的に示していないことから、施設の位置付け等が曖昧となっており、補助の対象としたものが区々となっていた。

イ 細事業の「福祉バス購入事業」の補助基準額は、中型バスを基に630万円と設定されたものであるが、バスの定義が明確になっていないことから補助の実례例では、ワゴン車を294万円で購入したものや、補助基準額を大幅に上回る2,831万円で購入しているものなどが認められた。

ウ 細事業の「地域生活支援事業」において、対象となる高齢者の定義が明確になっていないことから、市町村において対象者が区々となっていた。

また、細事業間においても高齢者の範囲が区々となっているものと認められた。

《改善意見》

(1) 交付決定を行う支庁にあっては、交付申請書の内容を精査するとともに必要に応じて、市町村からのヒアリングを実施するなど、補助内容や補助の対象となる経費の確認を行うこと。

また、間接補助事業や市町村の委託事業についても不適切な事例があったこと

(1) 支庁における補助金交付事務において、間接補助事業や市町村の委託事業など、事業内容の確認や交付申請書等の記載内容の精査を行い、交付要綱の目的や要件等と合致することを確認し、道の補助金等交付規則等に

から、同様の確認が市町村において行われるよう指導を行うこと。 さらに、額の確定に当たっては、実績報告書に支出証拠書類写しの添付を求めるなど、仮にも補助対象外経費を補助の対象とすることのないよう十分な確認を行うこと。 なお、補助対象経費の誤りについては経費を再算定の上、適切な事務処理を行うこと。 (2) 事業の実施に当たって、真に必要な経費については、交付要綱に節科目を示すこと。 また、委託や間接補助が必要なものについて交付要綱と運営要綱との間で統一を図ること。	基づく適切な処理を行うよう通知しました。 また、額の確定に当たっては、同規則第15条に基づき必要に応じて現地調査を行うこととしています。 なお、経費の算定に誤りのあった事例については、経費を再算定のうえ、必要な事務処理を行いました。 (2) 事業実施に必要な経費については、交付要綱の整備を行い、真に必要な経費について、交付要綱に節科目を示しました。 また、業者委託を必要とする事業について委託料を対象経費に追加し、運営要綱との統一を図りました。 (3) 事業開始後の運営に必要な経費が補助対象とならないよう補助要綱に「設立に係る初年度設備」である旨、明記しました。 (4) 補助の対象とするものの定義について、作業所の定義を明確にするなど要綱上の整備を行いました。	われているものがあった。 ウ 運営要綱で市町村が定めることとされている管理規定、運営要領等を確認せずに交付決定しているものがあった。 エ 事業の始期、事業完了日を一律、4月1日、3月31日としているものがあった。 (2) 指令前着手となっていた補助事業は、それに係る補助金の交付の決定を受けた後に着手すべきことが原則であるが、補助金の交付決定前に事業に着手するいわゆる指令前着手となっているものが広範に見られた。 しかし、交付申請時に指令前着手となることについての理由書を求めるなど実態の把握は行われていなかった。 (3) 変更手続きが適切に行われていない補助対象経費の額の10分の1を超える変更があるときや補助対象事業の内容を変更するときには、支庁長の承認を受けなければならぬこととされているが、受けていないものがあった。 (4) 工事完成届の提出が適切に行われていない ア 工事完成届が契約単位ではなく、一括提出されているものがあった。 イ 工事完成届が提出されていないものがあった。 (5) 補助金の実績報告に係る事務が適切に行われていない ア 支庁での額の確定は、市町村からの実績報告書のみで現地調査や支出証拠書類による確認は行われていなかった。 イ 実績報告が事業完了の日から30日以内に行われていないものがあった。 ウ 額の確定が事業実績報告書受理後、20日以内に行われていないものがあった。
4 補助金の交付申請・実績報告に係る事務について 《問題点》 (1) 補助金の交付事務手続きが適切に行われていない ア 補助指令文に必要な条件が付されていないものや必要のない条件が付されているものがあった。 イ 交付申請書に設計書、平面図等の添付がなされていないまま交付決定が行		

工 運営要綱に定める要件を確認せずに額の確定を行っているものがあった。 オ 工事図面、完成写真等が添付されずに額の確定を行っているものがあった。 《改善意見》 (1) 北海道補助金等交付規則及び同運用方針の趣旨に沿った的確な審査や適切な事務処理を行うとともに、市町村に対しても適切に指導すること。 (2) やむを得ず指令前着手となるものについて、理由書等を求めるなどにより事業の進捗状況等実態の把握をすること。	(1) 北海道補助金等交付規則等に基づき適切な処理が行われるよう通知しました。 (2) やむを得ず指令前着手となる場合については、市町村から事情を聴取の上、真にやむを得ないもののみ承認することとし、その場合、交付決定の際の決定書において、その経過及び理由を明らかにするよう、事務処理要領で示しました。 (3) 北海道補助金等交付規則等に基づき適切な処理が行われるよう通知しました。 (4) 北海道補助金等交付規則等に基づき適切な処理が行われるよう通知しました。 (5) 額の確定に当たっては、北海道補助金等交付規則等に基づき適切な処理が行われるよう通知しました。 また、必要に応じて同規則第15条に基づき現地調査を行ってまいります。	こととなっているが、除雪ロータリーを団体に貸付けしているものがあった。また、貸付に当たって貸付契約を結んでおらず、使用簿もなかった。 イ 間接補助事業において、備品台帳等の整備を行っていないものがあった。 ウ 高齢者等福祉寮について、不動産登記法の規定に基づく登記を行っていないものがあった。 エ 老人クラブの初度設備（カラオケ装置テレビ、コピー機等）を個人宅で管理しているものがあった。 (2) 補助目的どおりの使用が行われていない 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、「支庁長の承認を受けないで、交付目的に反して使用し、譲渡し交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない、旨の補助条件を付しているが、承認を受けないで、次のとおり目的外に使用されているものがあった。 ア 細事業の「福祉バス購入事業」において消防団の行事への使用等、目的外の使用が主となっているものがあった。 イ 細事業の「ホームヘルパー活動車両購入事業」において、社会福祉協議会の業務全般に使用しているものがあった。 ウ 細事業の「在宅福祉サービス車購入事業」において、対象者以外の者の移送に車両を使用しているものがあった。 エ 細事業の「移動児童館車両購入事業」において、既存の児童館等への児童送迎用に車両を使用しているものがあった。 《改善意見》 (1) 北海道補助金等交付規則及び同運用方針に基づき、適切な財産の管理・運営が (1) 北海道補助金等交付規則等に基づき適切な処理が行われるよ
---	---	---

なされるように市町村を指導すること。 (2) 補助事業により取得した施設・設備等が適切に使用されるよう市町村を指導すること。 また、やむを得ず、目的外の使用となる場合にあっては、補助条件に沿って支庁長の承認を得るよう市町村を指導すること。	(2) う通知しました。 北海道補助金等交付規則等に基づき適切な処理が行われるよう通知しました。
---	---

3 建設部所管の公益法人の指導監督事務について
監査対象部局 建設部

改善を要する事項	左に対する措置
1 指導・監督事務の執行体制について 《問題点》 (1) 指導・監督事務の執行体制の充実が必要なもの 建設部所管の公益法人に対する指導監督体制は、平成12年4月現在、9つの課(14係・主査)が、各々所管する分散型となっており、これを統括する課(係・主査)は別段設けられていない。なお、所管課や他部への連絡事務については、総務課の職員が担当している。 公益法人の許認可及び指導監督事務を所管する課(以下、「所管課」という。)における担当係・主査の体制としては、担当職員の事務分掌の中に公益法人担当の主査及び副主査として処理させることとしているが、担当職員は他にも多くの事務を分掌しており、公益法人の指導監督に十分な時間を割くことが難しく、職員に対する研修の機会や連絡調整の場も少ないことから、指導監督体制は、総体として必ずしも十分とは言えない。 (2) 検査の実施に適切を欠くもの ア 公益法人検査実施要領(以下、「検査要領」という。)では、通常検査と	

臨時検査を実施できることとし、通常検査は、少なくとも3年に1回以上行うことを義務づけているが、1法人に対して、平成9年度から11年度までの3年間に1回も行わなかったものがあった。
イ 検査要領では、検査には、原則として、法人の理事及び事務局職員をそれぞれ1名以上立ち会わせるものとしているが、理事の立会がない場合など検査要領に従い適切に実施されていなかったものがあった。
(3) 改善等の措置の処理が適切でないもの
通常検査を実施した後、検査結果に基づいて、特に改善等を要する事項があると認められるときは、当該法人に対し、文書により必要な指示を行うとともに、期限を定めて改善結果、今後の対応方針等についての報告を求めることとなっているが、改善等の措置の報告を求めなかったり、報告期限を定めずに検査結果を通知しているもの、或いは法人からの報告書の文書管理に適切を欠いているもの等、検査結果に基づく改善等の措置の処理が適切でないもの、又は不十分なものがあった。
(4) 公益法人管理台帳の作成及び保管等に適切を欠くもの
ア 所管課は、公益法人の実態把握のため、公益法人管理台帳(以下、「台帳」という。)を作成し、保存しなければならないが、所管課である9つの課のうち7つの課において、台帳の記載内容に誤りがあるもの、同一の項目について、所管課によって記載内容に差違があるものなど、法人の実態を正確に把握できる状態になっておらず、また、過年度の台帳が保存されていない

いなど、管理に適切を欠くものがあつた。
イ 台帳に記載されている項目は、「地方公益法人に対する都道府県知事の許可認可等の事務について」（昭和50年1月16日付け総務第27号総務部長通知）に示す内容を網羅しているものの、「事業及び会計報告」などの内容が概括的で、実態をよりの確に把握するには不十分であることから、日常の指導監督事務では活用されていない実態にある。

《改善意見》

(1) 法人に対する指導監督事務の資料として平成12年6月に新たに「建設部の公益法人」を作成しているが、公益法人に対する適切で迅速かつ統一した指導監督を徹底するために、庁内を統括する機能を充実させるほか、所管部課の事務担当者に対する関係法令等の習熟のため、研修や連絡調整の場を設けるなど工夫改善に努める必要がある。

(2) ア 検査は、法人に対する指導監督を行う上で効果的な機会であることから、検査要領の制定趣旨を十分踏まえ、通常検査は少なくとも3年に1回以上計画的に実施する必要がある。

イ 検査の実施にあたっては、法人の理事及び事務局職員をそれぞれ1名以上立ち会わせて行うこと。
なお、法人によっては、理事が事務局長を兼ねている場合もあるが、このような場合であっても他の理事又は事務局職員が立ち会うよう法人に対する指導を徹底する必要がある。

(1) 指導・監督事務の執行体制の充実につきましては、総務部主催の公益法人各部連絡会議や構造改革推進本部道政改革部会における資料を活用し、部内実務担当者に会議内容の周知を図るとともに、公益法人・関与団体指導監督事務担当者会議等に積極的に参加し関係法令等の習熟に努めております。

(2) ア 検査の実施につきましては、平成14年4月公益法人検査実施要領が改正され、検査実施計画を策定することとなったことから、この要領に基づき計画的に検査を行うこととしております。

イ 検査の実施にあたっては、予め検査前に立ち会い者の事前確認や文書で通知するなど、指導を徹底することとしました。

(3) 検査の結果、特に改善等を要する事項があると認められるときに文書で必要な指示を行うとともに、その改善等の措置を把握することは、法人運営の改善を図るために効果的な機会であることから、適切な事務処理に努める必要がある。

(3) 報告を求めていなかった法人につきましては、法人担当者との面談を行い、指導事項の確認を行うとともに、改善を要する事項については、改めて文書指導を行い、改善の有無や方策について報告を求めました。
報告期限を定めていなかった法人につきましては、平成13年度の検査において必要な措置を講じました。

文書管理に適正を欠いていたものにつきましては、当該担当者が必要とする際には、事務の引き継ぎを徹底するなど、事務執行体制の改善を図りました。

(4) ア 台帳の記載内容に誤りがあるものについては、法人からの直近の報告及び届出等に従い、速やかに、正確なものに作成し直す必要があり、新たに作成する前の台帳は北海道文書管理規程に基づき永年保存をする必要がある。

また、台帳の作成にあたっては、所管課によって記載内容の取扱いに差違が生じないよう、記載要領を定める等取扱いを統一する必要がある。

イ 台帳の作成について、法人の実態がよりの確に把握できるよう、記載内容の検討を行う必要がある。

イ 台帳の作成につきましては、前記通知により、記載内容を定めたほか、管理台帳の様式例を示しました。

2 許認可及び承認・届出等の事務処理について

《問題点》

(1) 許認可のための事務処理が遅延しているもの

知事は、法人から、定款変更の認可申請があった場合には、北海道行政手続条例に基づき、原則として1箇月以内に申

請に対する処理をしなければならないこととされているが、平成11年3月31日に申請書を受理し、平成11年7月26日の認可までに約4箇月を要していたもの、また、平成12年6月1日に申請書を受理し、平成13年2月2日の認可までに約8箇月を要していたものがあり、定款の変更認可の事務処理が遅延しているものがあった。

(2) 法人からの届出及び報告に適切を欠くもの

法人は、民法第46条及び48条に規定する事項について登記したときは、規則に基づき遅滞なく知事に届出をしなければならないこととされているが、理事の変更における登記事項の変更届が未提出のもの、届出の際、登記簿謄本等の添付すべき書類が不足していたものなど適切を欠くものがあり、また、監事を増員して置いたとき又は変更したときも届出をさせなければならぬが、未提出となっているものがあつた。

(3) 届出等の期限遵守のために検討を要するもの

法人には、規則で、知事に対して毎事業年度開始前に翌年度の事業計画書及び収支予算書を届出、毎事業年度開始の日から3箇月以内に前年度の事業報告書及び収支計算書等を報告することを義務づけているが、全ての法人から届出等は行われているものの、平成11年度の事務処理状況を見ると、事業計画書及び収支予算書の届出を期限内に受理したものは、社団法人にあっては3法人(7.9%)と極めて少なく、財団法人にあっては10法人(47.6%)で半数に満たない状況にある。

また、事業報告書及び収支計算書等の

報告についても、全法人の約7割に止まっており、期限が遵守されていない。

届出等の期限が遵守されていない要因として、届出等に必要な提出書類は、原則として社団法人は総会の議決で、財団法人は理事会の承認を得なければならぬので、事業年度開始前及び終了後に総会等を開催する必要があるのにもかかわらず、多くの法人がこれに対応していない状況にある。

会議の開催時期が国や道等の予算の議決時期に関連するような法人は、特に期限内に完了することが困難な実態にあることが揚げられる。

また、規則が、平成10年3月27日に改正施行され、それまで事業開始後3箇月以内に提出すれば足りた事業計画及び収支予算書について、事業年度開始前に提出することを義務づけたものであることから、所管課の指導により、総会の回数を2回とするよう定款を改正し、総会を事業年度開始前に開催して期限内の届出等に努力している法人がある一方で、届出等が期限を超えていることについて、法人に対する指導・改善の指示を行っていない所管課が多いことも、届出等の期限が遵守されない要因ともなっている。

《改善意見》

(1) 変更認可の申請書の受理から認可決定までに必要以上の時間を要することは、当該法人の運営に多大な影響を及ぼすものであり、十分な注意を払い、期限を厳守する必要がある。今後、このような事態が発生しないよう所管課の事務執行体制の改善に努める必要がある。

(2) 変更届が未提出となっているものの、添付書類が不足しているものについては、速やかに届出等を行うよう法人に対する

(1) 許認可の事務処理につきましては、実務担当者に対して、関係法令等の習熟に努めるよう指導するとともに、当該担当者が異動する際には、事務の引き継ぎを徹底するなど、事務執行体制の改善を図りました。

(2) 法人からの届出等に適切を欠いていたものにつきましては、直ちに、当該法人に対し、指導

指導を行うこと。 また、添付書類の不備等については、届出の際に担当者が関係書類を審査し、不足、不備を法人に指示することにより防止できるものであり、今後、このような事態が発生しないよう所管課の事務執行体制の改善に努める必要がある。 (3) 所管課が、法人の事業運営が適切に行われているかについて定期的に把握することは、指導監督事務の重要事項であることから、所管課による法人に対する指導監督上の公平を期すためにも、法人が、現行の規則に定める期限を遵守し得るよう総会等の開催回数を増やすか、定款等の改正を指導するか、又は、提出書類の性質によっては、提出期限について見直しを行い、規則を改正するなど、速やかに改善策を検討する必要がある。	するとともに、実務担当者に対しては、関係法令等の習熟に努める等、事務施行体制の改善を図りました。 (3) 届出等の提出期限の遵守につきましても、各団体に申し文書等により指導を行ったほか、総務部において平成14年7月9日付けで「知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則」を改正し、翌年度の事業計画書及び収支計画書については、やむを得ぬ事情があるときは、事業開始後3ヶ月以内にその理由を記載した書類を添えて提出することとしました。
3 公益法人の運営に対する指導について 《問題点》 (1) 目的事業の実施及び事業の運営に改善を要するもの ア 設立目的の主な事業を終了したことにより、平成7年度以降は実質的な事業を行っていない法人に対し、平成9年度に実施した通常検査により、法人の存続等について検討する必要があることを指導したが、法人において、検討に時間を要したことから、平成12年12月6日に解散するまで長期間、事業活動を行っていないものがあった。 イ 指導監督基準では、公益法人としての事業（付随的に行う収益を目的とする事業を除く）に適合する事業の実施に要する経費（管理費、固定資産購入費、収益事業費等を除く）の規模は、可能な限り総支出額（支出合計額、次	
期繰越収支差額の合計）の2分の1以上であることが必要であるとされているが、2分の1未満となっているものが36法人あった。 ウ 指導監督基準では、事業内容が、社会経済情勢の変化により、営利企業と競合し、又は競合しうる状況となっている場合には、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等が必要であるとされているが、目的事業が営利企業と競合しているもの、実施する妥当性が乏しくなっている事業を行っているもの、また、自主事業である公益事業の割合が低いものが5法人あった。 (2) 理事等役員の定数、構成及び選任等で改善を要するもの ア 指導監督基準では、理事等役員の定数は、法人の事業規模、事業内容等法人の実態から見て適正な数とし、かつ、上限と下限の幅が大きすぎないこととされているが、理事等役員の定数について、61名以上となっており、過大と認められるものがあった。 また、定款又は寄附行為の規定に上限のみで下限の設定がないもの、上限と下限の幅が「10名以上30名以内」と過大となっているものがあった。 イ 指導監督基準では、原則として、理事のうち、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とすることとなっているが、これを超えているものが31法人（社団法人）あった。 なお、この内の30法人は、「互助、共済、業界団体等」に当たる、いわゆる中間法人であり、指導監督基準の経過措置（中間法人については、法人に	

関する抜本的法改革を待つて対応することとし、それまでの間は、業界関係者以外の監事を選任することによって公正さを確保する。)により、29法人については当該業界関係者以外の者を監事として選任していた。

ウ 指導監督基準では、社団法人の理事は、総会で選任することとなっているが、欠員補充手続きについて、定款に委任規定のない内規において、「任期中途において理事及び監事に欠員を生じたときは、原則として、当該欠員を生じた理事及び監事の所属団体から補充するものとし、総会において選任されたものとみなす。」としているもの、定款上の位置づけが不明確な評議員会で理事等の役員を選任しているもの等、理事等役員の選任手続きに適切を欠くものがあつた。

(3) 社団法人の理事会の運営で適切を欠くもの
指導監督基準の運用指針では、予算及び決算等の重要事項は総会の議決事項とされているが、補正予算の決定を、定款の規定がないにもかかわらず、理事会において行っているものがあつた。

(4) 財務及び会計処理に適切を欠くもの
ア 指導監督基準では、財務及び会計基準に従い、適切な会計処理を行うこととなっているが、企業会計基準により処理しているものがあつた。

イ 公益法人会計基準では、収支予算書及び収支計算書等は、特別会計を設けているときは、併せて総括表を作成することになっているが、これを作成していないなど会計処理に適切を欠くものがあつた。

ウ 指導監督基準では、いわゆる内部留保については、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とすることになっており、運用指針では、内部留保の水準としては、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費の合計額の30%程度以下であることが望ましいとしているが、この水準を超えるものが23法人あつた。

(5) 株式の保有で改善を要するもの
指導監督基準では、公益法人は、原則として、当該法人の健全な運営に必要な資産（現金、建物等）を除き、元本が回収できる可能性が高く、かつ、なるべく高い運用益が得られる方法で行う財産の管理運用である場合（公開市場を通じるポートフォリオ運用であることが明らか な場合に限る。）及び財団法人において、基本財産として寄附された場合を除き、営利企業の株式の保有を行つてはならないこととなっているが、6法人について、営利企業の設立に関わつて株式を保有しているものがあつた。

(6) 情報公開で改善を要するもの
指導監督基準では、公益法人は、業務及び財務に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供すること、また、所管課においても同じ資料を備えて置き、これらについて閲覧の請求があつた場合には、原則として、これを閲覧させることとなっているが、大部分の法人及び所管課において、情報公開の体制は整っていないことにより、指導監督基準に従つた資料の情報公開ができない状態のものがあつた。

《改善意見》

(1)ア 長期間にわたって事業活動を行っていない公益法人は、放置することによりその法人格が悪用されるなどの弊害が出てくるおそれがあるので、今後、法人の運営状況の不断の把握に努め、早期に発見し、解散等の指導を徹底する必要がある。 イ 公益法人の行う事業費の規模が総支出額の2分の1未満となっている法人については、当該法人の目的に合致した事業の拡大又は内部管理経費の削減について、当該法人の実態に応じて、指導監督基準の運用指針に従い指導する必要がある。 ウ 実施する受当性が乏しくなった事業を行っている法人について、平成9年度の通常検査の際、文書による的確な指導を行ったことにより、当該法人が計画的な取組みに努め、その後改善が図られているなどの事例があることから、目的事業が営利企業と競合している法人及び自主事業である公益事業の割合が低いなどの法人について、今後、当該法人の改善状況の把握に努め、継続して指導する必要がある。 (2)ア 民法上理事は代表機関であり、対外的に大きな影響力を有し、また、理事会は、理事の意思統一を行う重要な場であることから、理事の定数に関する規定等は適切に定められる必要があり、当該法人の実態を把握した上で定款の規定を変更するよう指導する必要がある。	(1)ア 法人の運営につきましては、毎年度の事業結果報告などに基づき、的確な状況の把握に努め、適切な指導の徹底を図ることとしました。 イ 事業規模が総支出額の2分の1以下の法人につきましては、文書等により指導した結果、改善が図られた法人もありますが、法人内部での検討に時間を要し、改善に至っていない法人もありますので、今後も、引き続き指導監督基準の運用方針に従い、指導してまいります。 ウ 営利企業と競合している法人等につきましては、文書等により指導した結果、改善が図られた法人もありますが、法人内部の検討に時間を要し、改善されていない法人もありますので、今後も、引き続き改善状況の把握に努め、継続指導してまいります。 (2)ア 理事定数等に改善を要する法人につきましては、文書等により指導した結果、改善が図られた法人もありますが、法人内部での検討に時間を要し、改善されていない法人もありますので、今後も、引き続き指導してまいります。 なお、理事定数が過大とご指摘を受けた法人につきましては	(3) 社団法人における予算の決定は、定款の変更等と同様、重要事項であり総会の	では、会員が全道各地にわたり、多くの地方支部を抱えていることを考慮しますと、ある程度の理事数を置くことも、当面やむを得ないと考えます。現在、当該法人においては、当部の指導に従い、「道内を数ブロックに分割し、各ブロック毎に一定数の理事を選出することによって、総理事数を縮減する」方式の実現に向けての検討を行っております。 イ 役員構成に改善を要する法人につきましては、文書により指導した結果、平成14年度役員改選において、改善が図られました。 ウ 役員の選任に改善を要する法人につきましては、文書等により指導した結果、一部の法人については改善が図れましたが、他の法人については、会員が全道各地にわたること等から、臨時総会を開催することが難しく、改善には至っておりません。 現在、当該法人においては、当部の指導に従い、「各地方支部毎に総会を開催して代議員を選出し、その代議員会において役員を選出する」等の方式の実現に向けての検討を行っています。 (3) 理事会の運営に改善を要する法人につきましては、文書によ
---	--	--	---

議決事項とされていることから、原則として総会で議決すべきであり、やむを得ず総会以外の機関において決定する必要がある場合等の取扱いについて、法人に対する適切な指導を行う必要がある。

(4)ア 公益法人の財務及び会計の処理については、公益法人としての健全かつ適切な会計処理の確保のために公益法人会計基準が決定されているものであることから、公益法人会計基準に定める例外を除き、この会計基準を適用し、会計処理の適正を期するよう指導する必要がある。

イ 会計の処理について、法人が公益法人会計基準に従って適正に処理することができるよう、法人の会計処理の実態を常に把握し、具体的、効果的に指導する必要がある。

ウ 指導監督基準の経過措置に関する運用指針において、内部留保に関するものは、平成9年12月16日の閣議決定の日から3年以内に新たな基準に適合するように指示されていることから、指導監督基準が示す基準を超えている法人については、財務状況、現在及び今後の事業の運営内容等を的確に把握し、指導改善に関する所管課間の協議を行うなどして、法人に対する指導を速やかにかつ統一的行う必要がある。

(5) 株式を保有している法人に対しては、指導監督基準に従い、処分等について指導を徹底する必要がある。

り指導しましたが、法人内部の検討に時間を要し、改善には至っておりませんので、引き続き指導をしてまいります。

(4)ア 公益法人会計処理を導入していない法人につきましては、文書等により指導した結果、平成14年度から導入しました。

イ 会計処理に改善を要する法人につきましては、文書等により指導した結果、改善が図られた法人もありますが、残りの法人につきましても平成14年度から改善される予定です。

ウ 内部留保が指導監督基準を上回る法人につきましては、文書等により指導するとともに、所管課の実務担当者に対しては各種資料等により、情報の共有を図るなど、周知を行いました。その結果、一部の法人につきましては、改善が図られました。法人内部での検討に時間を要し、改善に至っていない法人につきましては、財務状況等を的確に把握し、今後も、引き続き指導してまいります。

(5) 株式を保有する法人につきましては、文書指導するとともに、法人から改善計画書を提出させ、早期の改善を求めた結果、可能

(6) 公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする非営利の法人であり、相応の社会的責任を有していることから、業務及び財務に関する情報を公開する必要があるため、情報公開に係る書類の整備について指導するとともに、所管官庁としても適切な処理に努めること。	
(6) 情報公開で改善を要する法人につきましては、検査時等において指導した結果、大部分の法人につきましては、改善済み、若しくは改善予定となっておりますが、残りの法人につきましては、法人内部の検討に時間を要したことから、改善には至っていないので、引き続き法人を指導するとともに、当部としても適切な処理に努めます。	な限り保有株式の処分に努めておりますが、なお残っている株式については適当な処分先が見つからないこともあり、改善には至っておりませんので、今後、改善計画書に沿って処分するよう、引き続き指導してまいります。

4 北海道企業立地促進条例に基づく補助事業の執行について
監査対象部局 経済部、支庁商工労働観光課（後志支庁は商工労働課）及び小樽商工労働事務所

改善を要する事項	左に対する措置
1 補助制度のあり方、運用について 《問題点》 (1) 補助対象施設及び業種の見直し 最近のＩＴ革命をはじめとする技術革新や情報化等の進展、あるいは環境・リサイクルや情報・通信等のいわゆる新規成長分野産業などの新しい産業群が出現し、急成長を遂げるなど、本道産業の構造にも変化が現れており、道においては、平成9年1月に「北海道新規成長分野産業振興ビジョン」を策定し、本道において今後成長が期待される情報・通信や福祉、環境リサイクル関連など、新たな産	

業分野の育成・振興を図ることとしている。

また、本道における最近の雇用情勢をみると、拓銀経営破綻以降の金融環境の変化、公共事業費縮減の動きなど、急激な経済変動に伴って完全失業率が全国平均を大きく上回るなど、厳しい状況が続いており、道においては、平成11年11月に「5万人の雇用創出に向けた実施方針」を策定し、新たな雇用の場を拡大して、本道の厳しい経済・雇用状況を改善していくこととし、成長性の高い産業分野に着目して、情報・通信や福祉、環境リサイクル関連などの新規成長分野における新しい産業の育成や事業化の推進、社会資本の整備などに取り組むこととしているところであり、これら社会経済情勢の変化を条例に反映させ、時代に即応した施策とすることが必要である。

(2) 補助対象地域等の見直し

投資額を基準とする助成のうち、国際物流関連業、産業支援サービス業及び試験研究施設については、誘致に当たり立地環境として都市機能や教育、文化機能が整備されていることが重要との考えから札幌市を対象地域としているが、それらを除く他の業種については、過度な工業集積を防ぎ、地方への分散立地を図る観点などから札幌市を対象外としている。

一方、雇用増を基準とする助成に係る対象地域については、業種区分に関係なく、全ての業種において札幌市が対象外とされており、企業の立地環境を考慮して設定されている投資額を基準とする助成の対象地域とは異なる設定となっているなど、設定趣旨が不明確である。

(3) 類似事業の統合

情報通信関連産業の立地を促進し、雇

用の創出と経済の活性化を図るため、平成11年度に情報通信関連企業立地促進費補助金が要綱で創設され、北海道内でコールセンター等を開設する企業に対して補助している。

当該補助事業は、北海道企業立地促進条例に基づく補助事業と目的が同一であるにもかかわらず、その取扱いに相違がある。

ア 情報通信関連企業立地促進費補助金の概要

(ア) 助成対象者

コンピュータと第一種電気通信事業者と契約した専用通信回線を利用して、北海道内でコールセンター等を開設する企業

(イ) 助成要件

- 専用通信回線を新たに設置すること
- 当該コールセンター等で20人以上の雇用増があること

(ウ) 助成内容

- 専用通信回線使用料 回線使用料の1/2 (通算限度額4千万円)
- 雇用増 雇用増1人50万円 (通算限度額2億円)

イ 情報通信関連企業立地促進費補助金の手続き

(ア) 補助申請

申請時期 営業開始予定日から30日前まで

申請場所 経済部企業立地推進室 企業誘致課

(イ) 助成手続の流れ

企業 補助申請 → 実績報告

↑ ↑ ↑

道 交付指令 検査・交付

ウ 情報通信関連企業立地促進費補助金

の実績

(ア) 平成11年度 1 企業 6,705千円
(イ) 平成12年度 9 企業 217,928千円

(4) 道費補助事業との併給調整

道費補助事業で、北海道企業立地促進条例に基づく補助事業と同様に建設工事費等を補助対象としている事業として、環境生活部所管のエコランド北海道21プラン施設整備事業（リサイクル関係施設の整備への助成 補助率1％）及び水産林務部所管の経営基盤強化林業構造改善事業（製材工場等加工施設の整備への助成 補助率10％）があるが、これまでに北海道企業立地促進条例に基づく補助金と重複交付されている事例としては、平成12年度に補助金の交付決定が行われた経営基盤強化林業構造改善事業の2例があった。

同一の事業に対し道費による補助金の重複交付を行うことは、厳しい道財政状況のもとでは、個々の事業の緊急性等を十分踏まえながら、厳正かつ効率的・効果的な執行を徹底するという道の予算執行方針からみて、その行政効果について十分な検討を行った上で実施すべきものであるが、北海道企業立地促進条例では、これら道費補助事業の補助金額を合算したとしても、当該補助対象経費を上回らない範囲の補助金額であるとして、両事業の併給に係る取扱いを定めておらず、その検討も十分とはいえないものとなっている。

《改善意見》

(1) 補助対象施設及び業種については、産業界・関係団体等の意見を把握するとともに「北海道新規成長分野産業振興ビジョン」や「5万人の雇用創出に向けた実施方針」の取り組みと双方密接に連携さ

せることを基本として、効果的な助成措置となるよう見直しを行うこと。

なお、見直しに当たっては、単に対象業種の拡大を図るのではなく、業種区分毎に北海道経済への貢献度や事業目的の達成度を検証するなどして、対象業種等の縮小・廃止についても検討する必要がある。

(2) 道外企業の立地が低迷していることや、厳しい雇用情勢が続いている状況、また、業種により操業環境などの立地条件が異なっている現状等を考慮し、投資額を基準とする助成と雇用増を基準とする助成に係る地域設定との関係において整合性を持たせることの要否など、対象地域の設定について、札幌市の取扱いを検討する必要がある。

(3) 情報通信関連企業立地促進費補助金については、北海道企業立地促進条例に基づく補助事業と事業目的が同一のものであることから、当該条例への統合整理について、検討する必要がある。

(4) 同一の事業に対する道費補助金の重複交付については、個々の事業の緊急性などを十分踏まえながら、その行政効果について関係部課等と十分な協議・検討を行うなどして、補助金併給のあり方について検討する必要がある。

2 指定申請の審査、決定事務等について

《問題点》

(1) 指定申請期間の設定

指定申請は、工場等の工事に着手する日前60日から工事に着手した日後30日までの期間内とされているが、平成10年度から12年度までの3年間の指定申請の状況を見ると、次表（省略）のとおり、工事着手後の指定申請が顕著となっている。旧条例においては工事着手の前日まで

まえながら廃止等も含めその必要性を検証するとともに、今後の成長性や産業の高度化に資するか否かについても検討したほか、2回にわたる業界団体の意見聴取や産業振興施策等との連携を図りながら、見直しを行いました。

(2) 対象地域の設定については、今回の条例改正において、条例の有する産業施策としての大きな役割や、雇用機会の拡大効果を考慮し、雇用創出が期待できる札幌市について、一部の業種に関し、投資額を基準とする助成のほかに雇用増を基準とする助成についても対象としました。

(3) 情報通信関連企業立地促進費補助金については、今回の条例改正において、制度を統合しました。

(4) 同一事業への補助金の重複交付については、今回の条例改正において、他の補助制度との併給調整規定を整備しました。

の申請とされており、現行条例では工
着手後30日までの申請を認めているが、
改正趣旨が不明確となっている。
また、補助対象企業等に対するアンケ
ート調査の結果では、指定申請期間の設
定が短いとの少数意見（11.1%）もある
が、企業等が補助制度を知った時期につ
いての調査結果では、工場等の進出計画
時に知ったなど工着手前に情報を入手
している企業が93.5%もあり、補助事業
という性格から判断しても工着手後の
申請を認める理由に乏しい。

(2) 指定の審査

条例、規則等において、補助対象施設、
業種、地域、投資額、雇用増の要件等が
定められており、指定の審査に当たって
は、事務処理要領に基づき「指定検討
表」に審査内容を記載して行われ、審査
経過や認定根拠等は明らかとなっている
が、一部において審査内容が不備であつ
たり、審査経過が不明となっている事例
があった。

ア 工場等建物のうち、管理室及び研修
室を補助対象施設と判断しているが、
補助金の交付決定時においては、補助
対象外施設と判断している。

特に管理室は、その名称から補助対
象施設として疑義があるにもかかわらず、
審査過程において、施設の用途を
確認をしないままに指定していた。

イ 工場等の移転増設に係る指定申請に
おける投資額の算定に当たっては、移
転直前の当該工場等に係る減価償却資
産（建物、建物附属設備及び構築物）
の評価額を減じることとされているが、
審査過程において、減価償却資産の内
容を確認しないままに機械及び設備資
産の評価額までを減じて指定していた。

ウ 雇用増を基準とする助成において、
工場等の新設の場合にあってはその雇
用者数を、増設の場合にあっては当該
工場等の増設に伴い増加する雇用者増
を対象として算定することとなってい
るが、増設に伴う雇用増の算定をする
場合、増設前の雇用者数の確認は指定
申請書に記載された事業者からの申し
立てによるものしかなく、これら基準
となる増設前の雇用者数が適切である
かどうか、審査する手段に欠けるため、
補助金交付申請に係る実地検査時点で
は、算定基準となる増設前の雇用者数
を特定することが困難となっている。

(3) 専門委員会の開催

先端技術産業に係る工場等としての適
格性に関する事項を審査するため、先端
技術産業等の立地に関する専門委員会が
設置されているが、平成10年度の第9回
委員会を最後に協議案件がないことから
委員会は開催されていない。

旧条例の施行から現在まで協議された
案件は10件と少なく、専門委員会を設置
してまで協議することの必要性に疑問が
ある。

また、近年のＩＴ革命の進展など、産
業構造のめまぐるしい変化から、今後は、
業種区分の判断が困難な事例の増加が想
定されている。

(4) 指定の通知

指定申請書を受理してから指定通知未
でに、次表（省略）のとおり、相当期間
を要している事例が顕著であり、中には、
工場完成又は操業開始以後に指定通知さ
れている事例も見受けられた。

また、補助対象企業等に対するアンケ
ート調査の結果や訪問調査によれば、少
数ではあるが、通知が遅いことで資金計

画に支障が生じるとの指摘もある。

- (5) 工事着手、完成、操業開始に係る届出工事着手、工事完成及び操業開始に係る届出については、それぞれ10日以内に提出することとされているが、最大で1年以上も経過した後に提出されるなど、各種届出が、大幅に遅延している事例が散見された。

なお、事業者が指定の前に工場等の工事に着手した場合は、当該指定の日から10日以内に届出することとされているが、工事完成及び操業開始に係る届出については、同様の規定がなく、指定前にあっても工事完成及び操業開始から10日以内に届出するという矛盾がある。

- (6) 計画変更承認申請書の提出

補助金の交付の決定があるまでの間に、当該工場等の新設又は増設に係る計画を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないとされているが、工場等の新設又は増設のための投資額が20パーセント以上の変更が生じた場合や雇用増を基準とする助成の指定を受けていたものが指定の対象外となるなど、工場等の計画に重要な変更が生じているにもかかわらず、計画変更承認申請書が提出されていない事例があった。

また、計画変更が生じる場合の計画変更承認申請書の提出については、あらかじめ提出して、知事の承認を受けなければならないとされているが、計画変更承認申請書が工事完成後や操業開始後などの計画変更後に提出され、事後承認の形態となっている事例があった。

《改善意見》

- (1) 指定申請期間の設定については、補助制度の原点に戻り、工事着手後の指定申

請期間の設定について検討する必要がある。

- (2) 指定の審査に当たっては、補助対象施設、業種、地域、投資額、雇用増等の要件等について、関係規程に基づく審査の徹底を図るとともに、指定申請書及び添付書類のみでは審査が困難な事例については、事業者から追加資料の提出を求めるなどして、公平かつ適正な審査事務に努めること。

ア 補助対象施設等の審査においては、施設の用途を的確に把握するなど、その審査の徹底を図るとともに、決定書等に経過及び認定根拠等を明記するなど、適正な事務を行うこと。

イ 移転増設に伴う移転直前の減価償却資産の確認においては、増設移転時に減価償却資産評価額がある場合、指定申請書の添付書類として資産台帳等を追加させるなどして、厳正に審査を行うこと。

ウ 増設に伴う雇用の算定に当たっては、指定申請時において、増設前の雇用者が特定できる証拠書類（労働者名簿や賃金台帳等）を添付させるなど、その確認方法について検討する必要がある。

- (3) 産業構造の変化等により業種区分の判断が困難な事例に対応していくため、これらの業種の審査についても専門委員会における協議対象に加えるなど、専門委員会の有効活用を検討する必要がある。

ものであること、申請者に対する申請時の事前指導を徹底しているものの、申請直前の計画変更などにより工事着手後の申請が多いこと等から、工事着手前までの申請については、今後の申請状況を勘案し検討することとしております。

- (2) 指定申請時の審査については、申請書等で確認できない事項は、事業者から関係書類を提出させるなど、適正な審査を行うよう、各支庁事務担当者会議において周知徹底しました。

- (3) 専門委員会については、今回の条例改正で拡充した業種のIT関連製造業についても、その先端性について諮ることとしました。

(4) 指定申請書の受理から指定通知までの期間については、行政運営の公正の確保と透明性の向上等を図る観点から標準的な処理期間を定めるなどして、指定審査に係る事務処理等の迅速化に向けた事務改善を図ること。 (5) 工事着手、工事完成、操業開始の届出については、指定事業者の事業の執行状況を把握するための重要な届出であり、指定事業者に対する制度の周知と指導の徹底を図ること。 また、事業者が指定の前に工事完成及び操業開始した場合については、工事着手に係る取扱いと同様に当該指定の日から10日以内の届出とするなど、関係規定の整備について検討する必要がある。 (6) 計画変更承認申請の取扱いについて、指定事業者に対する適時、適切な指導を徹底するとともに、次の点に留意すること。 なお、工事完成及び操業開始に係る届出を受理したときは、速やかに指定内容との比較対比を行うなどして変更内容を確認し、指定事業者への適切な指導を行うこと。 ア 投資額に20%以上の変更が生ずる場合の取扱いについては、指定事業者に対してあらかじめ十分な説明を行うておくこと。 イ 雇用増を基準とする助成の指定を受けた者のうち、指定を受けた後に、雇用者数の減などの理由から補助の対象外となった事例については、指定事業者から計画変更承認申請書を提出させるほか、指定の取下げや補助金交付申	(4) 指定申請書の受理から指定通知までの期間については、平成14年度中に標準処理期間を3ヶ月とする規定を事務処理要領において定めることとしております。 (5) 工事着手、工事完成、操業開始等の届出については、手続きの遵守を各支庁を通じ、各事業者に周知徹底を図りました。 また、指定前に工事完成及び操業開始した場合については、指定の日から10日以内に届出書を提出するよう規則を改正しました。 (6) 補助金交付に係る計画変更承認申請の重要性を再認識し、手続きを遵守するよう、各支庁に周知徹底するとともに、事業者に対しても適切な指導を行いました。 ア 投資額の変更の取扱いについては、指定申請時に事業者に対し、計画変更について十分な説明を行っておりますが、今後更に徹底した説明を実施してまいります。 イ 指定後、雇用者数の減等により補助対象外となる事例については、計画変更承認申請を提出する旨の規定を整備しました。
---	--

請の辞退など、その取扱い方法について検討する必要がある。 3 補助金交付申請の審査・交付決定事務等について 《問題点》 (1) 補助金交付申請書の提出期限 投資額を基準とする助成に係る補助金の交付の申請並びに雇用増を基準とする助成に係る補助金の交付の申請は、工場等の操業を開始した日以後（当該工場等の完成の日以後に、当該企業の決算が終了していない場合にあっては、決算終了後）に、それぞれ補助金交付申請書を提出して行うこととされ、その補助金の交付は、指定事業者が工場等の操業又は事業を開始した日の属する年度又はその翌年度に限られている。 本来、道が補助金等を交付する事務又は事業については、補助事業者が補助事業を適期に遂行できるようすべて告示し、又は通知すべきこととされているところであるが、北海道企業立地促進条例に基づく補助金については、告示又は通知による交付申請書の提出部数及び提出期限など、特に定められたものはない。 このため、指定事業者から提出される補助金交付申請が尚早であったり、遅延しているなどの事例が見受けられた。 (2) 補助金交付申請書の書式 補助金交付申請は、投資額を基準とする助成と雇用増を基準とする助成が、別様式でそれぞれに申請することとされ、交付の決定もそれぞれに処理がなされている。 投資額を基準とする助成と雇用増を基準とする助成それぞれの補助金交付申請書を比較した場合、記載項目の多くが共通であることや、提出時期が同時期であ	
--	--

ることなど、様式を別様にする必然性は認められず、申請手続きが煩雑なものになっている。

(3) 補助金交付申請に係る実地検査

補助金交付申請書受理後、補助対象となった工場等に赴き、実地検査を行うこととしているが、実地検査は、建物、構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに雇用者の状況などを関係書類の原本等により確認するため、新設又は増設された工場等の規模により差異はあるものの、概ね1～2日間の検査日程が必要となっている。

特に道外企業等の場合は、実地検査のため来道して対応する事例も多く、移動日を含め最低3日間程度は拘束される実態にあることなど、補助対象企業等に対するアンケート調査の結果においても、検査日程の短縮や検査内容の簡素化などの要望が寄せられている。

なお、実地検査の実施に当たっては、事務処理要領に基づき、検査日の2週間前に文書により検査日時、場所、検査員及び検査事項等を知照することとされているが、検査実施日の前日に通知されている事例があった。

(4) 補助金の審査及び交付決定

条例、規則等において、補助対象施設、業種、地域、投資額、雇用増の要件等が定められており、補助金の交付決定に当たっては、事務処理要領に基づき実地検査と併せて書面審査が行われているが、一部において、審査内容の不備や審査経過、算出根拠等が不明確となっている事例があった。

ア 補助金の交付は、知事の指定を受けた者に対し、各号に掲げる区分に応じ行うこととされているが、雇用増を基

準とする助成の指定を受けていない事業者が、指定後においてその要件を満たしたとして、補助金交付申請書受理し、補助金の交付決定を行っている事例があった。

イ 投資額及び雇用増の算定は、対象部分と対象外部分に区分して行われているが、対象外とされた根拠や審査経過が決定書等に明記されていないため、審査の内容が適切かどうか判断しがたいものがあった。

(5) 通算限度額の確認

知事の指定を受けたことのある事業者に交付する補助金の額は、当該者の補助金額の通算限度が定められている。

通算限度の確認については、指定の審査を行う本庁が指定申請書を受理した後に補助実績を確認し、指定通知において、その旨を通知するほか、相談や指定申請の受付窓口である各支庁においても、当該支庁管内の補助実績を確認するなどしている。

しかし、他管内において補助実績のある事業者から相談や指定申請等を受けた場合は他管内の補助実績を把握していないため、適切な助言・指導が行えないことから、窓口業務に支障が生じることが懸念される。

(6) 補助金の交付決定通知

補助金交付申請書を受理してから補助金交付決定の通知までに、次表（省略）のとおり相当期間を要している事例が多くなっている。

また、補助対象企業等に対するアンケート調査の結果や訪問調査によれば、少数ではあるが、決定通知が遅いことで資金計画に支障が生じるとの指摘もある。また、予算措置がなされていないのに

もかかわらず補助金交付申請書を受理し、年度区分を超えた翌年度に交付及び支出決定している事例が2件あった。 《改善意見》 (1) 補助金交付申請書の提出時期については、事業者から適期に申請書等が提出されるよう、北海道補助金等交付規則に準じて交付申請書の提出期限を通知するなどの取扱いを検討する必要がある。 (2) 投資額を基準とする助成と雇用増を基準とする助成それぞれの補助金交付申請書を比較した場合、記載項目の多くが共通であるなど、別様式にする必然性は認めらず、非効率的な事務処理となっていないことから、書式改正について検討する必要がある。 (3) 補助金の実地検査において、本来、原本確認を要するもののうち、書面審査が可能なものについては、補助金交付申請書の提出時に当該書類の写しの添付を義務付けれることとし、検査日程の短縮など、厳正な検査事務を阻害しない程度の範囲内での効率的な検査体制について検討する必要がある。 なお、実地検査日程等の事業者への通知については、事務処理要領に定める実地検査日2週間前の通知を徹底すること。 (4) 補助金の審査に当たっては、補助対象施設、業種、地域、投資額、雇用増等の要件等について、関係規程に基づく審査の徹底を図るとともに、実地検査で確認した内容などの補助金交付申請書及び関係書類のみでは判断が困難な事例については、客観性の確保の観点から、審査経	
(1) 補助金交付申請書の提出時期については、平成14年度中に指定事業者の決算期を経て、固定資産の確定申告後2ヶ月の範囲内で通知する旨の規定を事務処理要領において定めることとしております。 (2) 補助金交付申請書については、規則改正において、様式を統合しました。 (3) 実地検査については、検査を効率的に実施するため、現行補助金交付申請書に添付を義務付けている投資額、雇用の状況等の書類のほか、必要に応じ事前に他の検査書類の提供を受け、検査日程の短縮等を図るよう支庁に周知徹底しました。 また、事業者に対する実地検査の通知については、事務処理要領に定める実地検査2週間前の通知を支庁に周知徹底しました。 (4) 補助金交付に係る実地検査から交付決定については、各支庁ごとに実施しておりますが、改善意見を踏まえ、関係規程に基づく適正な審査事務について、支庁に周知徹底しました。	
過、算出根拠等を決定書等に明記するなどして、適正な審査事務を行うこと。 ア 指定を受けていない者に対して補助金を交付することは条例に抵触する恐れがあり、計画変更承認申請書を提出させるなどの方法により指定事業者として承認する取扱いについて検討する必要がある。 イ 投資額及び雇用増の算定に係る対象部分と対象外部分の審査については、対象若しくは対象外とされた根拠や審査の経過を決定書等において明記することとし、公平かつ適正に審査すること。 (5) 窓口業務を担当する支庁の事務処理の迅速化及び事業者に対する適切な助言・指導が容易となるよう、補助実績等の情報が検索できるシステムの導入や本庁が管理する情報等を定期的に支庁に配信するなど、情報の共有化に努めること。 (6) 補助金交付申請書の受理から補助金交付決定の通知までの期間については、行政運営の公正の確保と透明性の向上等を図る観点から、標準的な処理期間を定めるなどして、補助金交付決定事務の迅速化に向けた事務改善を図ること。 また、会計年度を超えた補助金の交付及び支出決定について、適正な予算の執行を図るため、会計年度独立の原則に従い、適正に事務処理をすること。	
ア 雇用増を基準とする助成の指定を受けていない者が、その後、雇用者数の増加等により助成要件を満たし該当条項に変更が生じる場合は、計画変更承認申請を提出する旨の規定を整備しました。 イ 補助対象に関する審査については、改善意見を踏まえ、適正な審査事務の徹底を図ってまいります。 (5) 情報共有化に当たってのシステム導入は、財源的な問題もあり難しい面もありますが、本庁管理の情報については適宜支庁に提供し、情報の共有化を図ってまいります。 (6) 交付決定は、補助金交付申請書受理後、実地検査を経て行われるため、交付決定の通知期間については、平成14年度中に実地検査後1ヶ月以内を標準処理期間とする規定を事務処理要領において定めることとしております。 また、交付決定に当たっては、会計年度独立の原則に従った適正な事務処理を行うよう支庁に周知徹底しました。	
4 補助金交付後の報告、事業管理等について 《問題点》 (1) 補助金の使途 補助金の交付を受けた者は、当該補助	

金を工場等に係る生産、事業、試験研究、環境保全、福利厚生等の施設、又はこれらの施設に係る敷地である土地に充当したときは、充当の事実を証する書類の写しを添付して、速やかに知事に報告しなければならぬとされているが、補助金使途報告書が1年以上も提出されていないものや行政監査の実施直前まで未提出の事例があった。

(2) 操業等の状況

補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付の決定があった日の属する年以降、3年間、各年の当該工場等に係る操業等の状況を、それぞれ決算終了後2月以内に知事に報告しなければならないとされているが、操業状況報告書が行政監査の実施直前まで未提出となっている事例があった。

(3) 操業等の休止・廃止に伴う補助の取消し又は補助金返還の取扱い

補助金の交付を受けた者が、操業又は事業を開始した日から3年以内に操業等を休止し、又は廃止したときは、災害による操業の継続が困難な場合や企業経営悪化による倒産など、知事がやむを得ないと認めるものを除き、補助の取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるとしており、補助金の返還額は、補助金の算定の対象となった工場等が操業等の休止又は廃止した直前の減価償却資産の評価額に、補助金の算定に用いた助成率を乗じて得た額とされている。

当該返還規定は、旧条例においては、相当額の投資がなされ長期にわたる操業等の継続を期待していたが、短期間での操業の廃止事例がみられるため、平成9年の条例改正において、企業等に対し、

一定期間にわたる操業の継続を求める必要があることから、一定期間を経ないで撤退した場合についての返還規定を設けることとしたが、補助金返還の対象となるのは投資額を基準とする助成であり、雇用増を基準とする助成の返還規定については、補助金検査後における雇用状況を将来にわたって管理することは実質的に困難であり、初期投資の軽減としての補助金の性格を逸脱するものであるとして定めていない。

なお、企業立地促進条例に基づく補助金交付実績に占める事業体廃止の状況は、次表（省略）のとおりであるが、休止した2事業者のうち、平成10年度に補助金を交付した企業については倒産による廃止であり、平成11年度に補助金を交付した企業については製品需要の減少と販売価格の下落が市場構造の変化という企業の子期せぬ事由による事業撤退であったため、知事がやむを得ないと認める場合に該当するとして、処理されていた。

《改善意見》

(1) 補助金使途報告書の提出について、事業者に対する指導を徹底し、当該補助金が適正に充当されているかなどの確認をすること。

(2) 操業状況報告書の提出については、その操業状況によっては補助の取り消しや補助金の返還等の問題が生じるため、事業者に対する指導を徹底すること。

(3) 操業等の休止・廃止に伴う補助の取消し又は補助金返還については、道民の雇用機会の拡大を図るという条例の目的から判断すると、一定期間にわたる雇用の継続についても求めるべきものであるため、雇用増を基準とする助成に対しても

(1) 補助金使途報告書については、事業者に対し、規則に基づく報告書の提出について指導を徹底しました。

(2) 操業状況報告書については、事業者に対し、規則に基づく報告書の提出について指導を徹底するほか、報告内容の充実を図るため、規定を整備しました。

(3) 雇用増基準助成については、全額返還の対象とする規定を整備しました。

返還の対象として、条例、規則等の関係規程の整備について検討する必要がある。	
5 事業の普及、広報活動について 《問題点》 地域間の企業誘致競争の激化や企業の海外進出など、最近の企業誘致を取り巻く環境を考慮すると、企業立地件数の伸びはあまり期待できない現状にあるが、補助対象企業等に対するアンケート調査においては、当該補助金が工場等の進出を決定した要因の一つとなっていると答えた企業が69.5%にも及び現状を考えると、北海道企業立地促進条例に基づく補助事業は、本道の企業誘致活動において重要や役割を担っているものと判断される。 現在、道が行っている補助事業に係る広報活動は、広報誌やパンフレット等の配布、ホームページの開設などのほか、必要に応じ、市町村担当者会議等での周知を行うとともに、当該補助金が交付された企業等に対しては、アンケートフォローとしての企業訪問を、道外企業に対しては、道外事務所職員による企業訪問や企業立地協力員による情報提供、さらには企業誘致に係る相談会やセミナーの開催など、様々な機会をとらえて普及活動が行われている。 しかし、補助対象企業等に対するアンケート調査による当該補助制度の情報入手経路を見ると、地元市町村及び関係者等による情報が69.4%、グループ関連会社や支店、工場及び得意先、同業者等からの情報が30.6%と、北海道庁の関係者からの情報の29.6%を大きく上回った結果となっている。 また、補助制度については、パンフレット等で紹介はされているものの、その内容等は複雑であり、手続き方法など詳細までは紹介されていないことから、補助対象となった企業等からは、制度の周知及び手続	

き等に関する説明会や相談会の開催等についての要望も寄せられている。 《改善意見》 今後、補助制度の広報活動を展開するに当たっては、道のホームページの活用や企業訪問等とはもとより、企業誘致の基本的活動を行う市町村や国内外の企業の本道への誘致を推進する北海道企業誘致推進会議等と一層の連携を深めるとともに、事業者が容易に制度を利用できるよう、制度周知及び手続き等に関する説明会や相談会等の開催内容を充実させるなど、より積極的な広報活動について検討する必要がある。 また、補助制度の周知については、アンケート調査の結果等から、市町村や企業等に一定程度浸透していると考えられるが、補助制度の情報入手経路の状況を十分把握することにより、より効果的で実効性のある広報媒体の活用や手法などについても検討する必要がある。	補助制度の普及、広報活動については、ホームページの活用や企業訪問等とともに、懇談会・セミナーの開催、視察会等の誘致活動内容の充実強化を図るなど、より積極的な広報活動を実施することとしました。 今後、更に新たな広報手法等についても検討してまいります。				
5 公共的団体等に対する補助金交付事務について 監査対象部局 総務部、総合企画部、環境生活部、保健福祉部、経済部、農政部、水産林務部及び教育庁 <table><tr><th data-bbox="514 1151 561 1627">改善を要する事項</th><th data-bbox="514 1627 561 2013">左に対する措置</th></tr><tr><td data-bbox="81 1151 514 1627"> 1 公共的団体等補助金の在り方について 《問題点》 (1) 人件費補助の取扱いが明確でない 監査対象20団体のうち、17団体に23人の常勤役員がおり、道からの派遣職員1人を除く22人（いずれも道OB）に対し報酬が支給されているが、この役員報酬の取扱いに明確さに欠けるものがあった。 ア 団体からの要請に応じて道職員が当該団体の役職員として再就職する場合の取扱い「北海道職員の再就職に関する取扱要領」（昭和59年5月17日付 </td><td data-bbox="81 1627 514 2013"></td></tr></table>	改善を要する事項	左に対する措置	1 公共的団体等補助金の在り方について 《問題点》 (1) 人件費補助の取扱いが明確でない 監査対象20団体のうち、17団体に23人の常勤役員がおり、道からの派遣職員1人を除く22人（いずれも道OB）に対し報酬が支給されているが、この役員報酬の取扱いに明確さに欠けるものがあった。 ア 団体からの要請に応じて道職員が当該団体の役職員として再就職する場合の取扱い「北海道職員の再就職に関する取扱要領」（昭和59年5月17日付		
改善を要する事項	左に対する措置				
1 公共的団体等補助金の在り方について 《問題点》 (1) 人件費補助の取扱いが明確でない 監査対象20団体のうち、17団体に23人の常勤役員がおり、道からの派遣職員1人を除く22人（いずれも道OB）に対し報酬が支給されているが、この役員報酬の取扱いに明確さに欠けるものがあった。 ア 団体からの要請に応じて道職員が当該団体の役職員として再就職する場合の取扱い「北海道職員の再就職に関する取扱要領」（昭和59年5月17日付					

け人事第311号、総務部長通知)で定めているが、²²人のうち1人に対しては、この要領で定められている給与基準を超えた金額を補助対象経費として補助金が交付されていた。 イ また、別の1人に対しては、補助対象外ではあるが、要領に定められている給与基準を大幅に上回る金額の報酬が支給されていた。 (2) 同一事業に複数の補助を行っている 同一の団体に対し、補助目的が同一であるにもかかわらず、複数の補助金が交付されているものがあった。 ア A団体の「研究開発支援事業」の一部を対象に^a補助金が交付され、「研究開発支援事業」の残りの部分と団体の人件費、事務費等を対象に^b補助金が交付されており、団体において一つの事業になっているものに対し2つの補助金が交付されていた。 イ B団体の事業費を対象に^c補助金及び^d補助金が交付されており、この2つの補助金に係る事業の運営管理に要する人件費及び事務費を対象に^e補助金が交付されていた。 ウ C団体の「助成事業費」の一部を対象に^f補助金が交付され、「助成事業費」の残りの部分と団体の人件費、事業費を対象に^g補助金が交付されており、団体において一つの事業になっているものに対し2つの補助金が交付されていた。 《改善意見》 (1) 人件費の取扱いを明確にするよう検討する必要がある。	(1) 人件費の取扱いについては、「北海道職員の再就職に関する取扱要領」で定められている給与基準を遵守するよう指導しましたが、今後とも適切な指導に努
(2) 同一団体に複数の補助金を交付することについて、事務の簡素化や補助事業の効率的な執行の観点から、統合化を検討する必要がある。	(2) 同一団体への複数の補助事業については、団体の統合により事業計画の見直しを行い、補助金の統合を図った事業もありますが、今後とも事務の簡素化や補助事業の効率的な執行の観点から、統合化を検討してまいります。

事業精算書には人件費、管理費など項目ごとに精算額をそれぞれ記載することとなっている。 しかし、事業実績書の記載からは具体的な事業内容が分らないものがあった。 イ また、人件費、管理費、事務費などが補助対象経費であるにもかかわらず、事業精算書にはこれらの経費をまとめて「管理費」として記載していたり、事業費のほか人件費等も補助対象になっているのに「事業費」として一括記載しているものがあった。 《改善意見》 (1) 交付要綱等は、補助金の採択基準及び審査基準となるものであることから、適切に定めるべきである。 (2) 公共的団体等補助金の中に間接補助金が含まれる場合には、補助指令書に間接補助条件を付すべきである。 (3) 事業実績書等は、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合することから、事業実績書には補助金による事業の実施内容が具体的に分かるように、事業精算書の支出欄には事業内容を原則として節科目ごとに記載するよう指導すべきである。	(1) 補助金交付要綱等については、平成14年度から間接補助金の取扱いを記載することとした。 (2) 補助指令書については、平成14年度から間接補助条件を記載することとした。 (3) 事業実績書については、具体的な事業内容を記載するとともに、事業精算書については、節科目ごとに記載するよう指導しました。	3 団体の支部で執行している補助事業について 《問題点》 (1) 支部への交付手続が適切でない 補助事業の一部を支部で執行している団体は3団体であり、執行額は表3（省略）のとおりである。 各団体とも支部は本部からの交付金以外に独自の財源があり、単独で事業計画及び予算を作成し決算を行っている。し
かし、本部は支部に補助金を交付するに当たり、支部全体の事業内容を把握していない。 (2) 支部への実績確認が十分でない ア 支部での事業終了後、本部では確認のため精算書を徴しているが、金額しか記載していないなど支出の内訳が明確にされていないものがあり、支部の決算書も提出を求めていなかった。また、事業報告書による事業内容の確認も十分に行われていなかった。 イ 道では、補助事業終了後、実績報告書の書類のみでは補助事業の成果や支出内容の適否を判断できないと認めたとときは、現地調査を行うこととしているが、本部は支部に対してこのような現地調査を行っていない。 《改善意見》 (1) 団体が道の補助事業を支部において執行する場合は、それぞれの支部からあらかじめ事業計画書、予算書を徴して支部の事業内容を把握した上で補助金を交付するよう指導すべきである。 (2) 事業終了後は、本部からの補助金が支部会計の中で適切かつ効率的に執行されているかどうかについて、それぞれの支部から精算書、事業報告書及び決算書を提出させ、支部執行分の内容を検証するとともに、必要に応じて現地調査を実施するよう指導すべきである。	(1) 団体支部での補助事業の執行については、各団体に対し各支部から事業計画書及び予算書を徴し、事業内容を把握した上で補助金を交付するよう指導しました。 (2) 団体支部での事業終了後の実績確認については、各支部から実績報告書などを提出させ、事業内容の確認を行うとともに、必要に応じて適切に現地調査を実施するよう指導しました。	4 間接補助金の執行について 《問題点》 (1) 交付手続が適切でない 7団体において、公共的団体等補助金を財源として、第三者に補助金を交付するいわゆる間接補助を行っているっており、合計12事業で1億4,252万円を378団体（間接

補助事業者)に交付している。 団体が間接補助を行う場合には、間接補助事業者が単一であったり、ごく特定されているものを除くとしても、不特定多数などのものについては、あらかじめ交付要綱等を作成した上で交付する必要があるが、交付要綱等を定めないまま間接補助金を交付している団体があった。 (2) 実績確認が十分でない 各団体は、間接補助金を交付した事業が終了後に、間接補助事業者から補助事業の内容、成果や支出経費などが記載された実績報告書を徴しており、これによりその事業内容を概括的に把握していた。しかし、間接補助事業者に対する現地調査を行っているのは12事業のうち2事業のみであった。 (3) 補助金額が少額で効果が十分とはいえない 間接補助金の1団体当たりの平均補助金額は約38万円であるが、中には多くの間接補助事業者に対し2万4,000円から5万円という少額を交付している団体もあり、間接補助金の効果が十分に上がっているとはいえない。 (4) 間接補助金を道の関与団体に交付している 公共的団体等補助金を財源とする間接補助金を同種の道の関与団体(道が直接補助金を交付)に交付しているところが1団体あり、その間接補助金の一部は、当該関与団体の本来事業である機関誌の発行等に充てられていた。 《改善意見》 (1) 間接補助事業者が不特定多数のものなどについては、補助対象事業、補助対象経費、補助率など補助するに当たっての基本的な事項について、あらかじめ要綱	
(1) 不特定多数のものに間接補助金を交付する場合については、補助に当たっての基本的な事項について交付要綱等を定めるよ	
等で定めておくよう指導すべきである。 (2) 間接補助事業者に対する現地調査を実施するには相応の経費がかかることから、すべての間接補助事業について実施するのはともかく、間接補助の額の大きなものなどについて適宜行うよう指導すべきである。 (3) 少額の間接補助金については、補助先の団体の財政状況、事業の効果などを助案し、整理縮小する方向で検討するよう指導すべきである。 (4) 道の関与団体に間接補助金を交付する場合、その必要性については慎重に検討する必要がある。特に、機関誌の発行等の団体の本来事業については、原則として、団体の自己財源により賄うか、又は団体所管部局が直接補助金を交付するよう改善する必要がある。	う指導しました。 (2) 間接補助事業者に対する現地調査については、必要に応じて調査を実施するよう指導しました。 (3) 少額の間接補助金については、事業の必要性を考慮し道が直接執行することとしたものなどがありですが、今後とも補助先の事業効果を的確に把握し、団体の財政状況などを踏まえ、その必要性について検討するよう指導してまいります。 (4) 道の関与団体への間接補助については、道から団体へ直接補助金を交付することとしました。
5 団体の自己財源について 《問題点》 (1) 財団法人の基本財産運用収入が減少している 補助対象団体が自己財源の充実に努め、補助金への依存度を少なくしていくことは、団体の自主性、自律性を高める上からも当然のことである。 こうした観点から見ると、財団法人については、その事業活動に要する財源は、本来、基本財産の運用収入で賄われるべきものであるが、監査の対象である7つの財団法人の基本財産及び基本財産運用収入は表4(省略)のとおりであり、平成11年度の基本財産運用収入額は、金利の低下等によりほとんどどの団体で平成7	

年度の運用収入額より大幅に減少している状況にある。 (2) 社団法人の会費収入が減少している 社団法人は、その事業活動に要する財源は、原則として構成員の会費収入で賄うべきものであるが、監査の対象である13の社団法人等の会費収入の推移は表5（省略）のとおりであり、平成11年度には、平成7年度に比べ会員数や会員口数の減少などにより8団体で会費収入が減少している。 また、平成11年度には、会費収入が団体の総収入の50%を超えているところはなかった。 (3) 補助金依存度が増大している 補助金額の算定において、補助対象経費から団体の収入を差し引いた残額を補助金額としているもので、その算定の構造上、団体の収入が減少したり、補助対象経費が増加したことにより、道の補助金額が増加し、道の負担のみが増大しているものがあった。 《改善意見》 (1) 財団法人においては、現状では自己財源のみでは団体の事業実施は難しく、道の補助金に依存するのはやむを得ない状況にはあるが、賛助会員制度の導入などにより収入の増加に努めるよう指導すべきである。 (2) 社団法人等においては、会費の引上げも含めた会費収入の増加策を検討するとともに、事業に係る経費について受益者の応分の費用負担を求めることなどにより収入の増加に努めるよう指導すべきである。 (3) 補助対象経費の見直しによる経費の削減や収入の増加を図り、道の負担のみが増加するような状況を改善する必要がある。	(1) 財団法人の収入については、賛助会費等の確保を図るなど収入の増加に努めるよう指導しました。 (2) 社団法人の収入については、新規会員の獲得やフオーラム等における参加費の徴収など収入の増加に努めるよう指導しました。 (3) 補助金依存度の増大については、経費の節減や賛助会費等の確保を図り、道の負担のみが増	る。 6 補助事業の効果の検証について 《問題点》 (1) 特定事業について、廃止できない理由の説明が十分でない 補助事業の効果的な執行を図るためには、補助金交付担当部局において、補助事業に係る実績などを的確に把握することにより、道が実施することの妥当性、事業の効果や必要性、事業コストなどを検証しながら、社会経済情勢の変動に対応した補助事業の見直しを適切に行うことが大切である。こうした観点から、平成12年度には、監査対象補助金のうち47件について事業評価が行われた。 事業評価においては、特に「10年以上の長期継続事業」や「1/2を超える高率補助事業」などを特定事業と位置づけ、民間・市町村との役割分担の情勢変化を踏まえ、原則廃止の視点で検討が行われたところであるが、特定事業に該当する20件については、「継続」が13件、「見直し」が6件、「廃止」が1件となっているものの、その理由の説明が十分ではなかった。 (2) 補助事業の効果の把握が十分とはいえない 事業評価が行われた47事業を評価の項目別に見ると、補助金交付担当部局において、事業の効果が「顕著に現れている」と評価されたものが25件、事業の必要性が「道民全体の理解が得られる」と評価されたものが39件などとなっているが、効果等の把握が十分ではなかった。 《改善意見》 (1) 補助金交付担当部局においては、事業評価の趣旨を踏まえ、補助事業の見直しを適切に行う必要がある。	加しないよう指導しました。 (1) 補助事業の見直しについては、今後とも事業評価制度の趣旨を踏まえ、適切な見直しを行って
---	---	--	--

- | | |
|--|--|
| (2) 事業の検証が十分にできるよう、補助対象団体からの実績報告書などにより補助事業の実績や効果等を適切に把握すべきである。 | (2) まいります。
補助事業の効果の把握については、実績報告書などにより、補助事業の実績や効果等の適切な把握に努めてまいります。 |
|--|--|

調 査 本 部 長 官

北海道警察本部告示第162号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年 9月13日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成14年10月25日に一般競争入札の公告を行う運転免許システム用端末装置の賃貸借契約

(2) 資 格 運転免許システム用端末装置の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 運転免許システム用端末装置

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成14年8月1日現在において、電子計算機の賃貸事業を営んでいること。
- (6) 過去2年間に於いて、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(7) 調達をする物品等の保守点検が可能な者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期

資格審査の申請は、平成14年9月13日から10月11日までの間にしなければならない。

(2) 申 請 の 方 法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部会計課

イ 提出先の所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

5 資格審査の再申請

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を継続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再 申 請 の 方 法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資 格 の 有 効 期 間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有 効 期 間 の 更 新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。
7 資格の喪失
資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道警察本部告示第163号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
平成14年9月13日

北海道警察本部長 上原 美都男

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
運転免許システム用端末装置の賃貸借 1式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成15年1月1日から3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成18年12月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (4) 納入場所 契約担当者等の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格
平成14年北海道警察本部告示第162号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）
- (2) 入札日時 平成14年10月25日 午前10時（郵送による場合は、必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金
入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
8 契約書作成の要否

9 その他

- (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道警察本部総務部会計課
イ 所在地 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) The nature and quantity of products to be procured : Terminal Equipment for Driver's License System 1 set
- (2) Bid tendering time and date : 10:00 A. M., October 25, 2002
- (3) For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo,

Hokkaido, 060-8520 Japan, Phone : 011-251-0110 Ext. 2236

正誤

○平成14年8月23日（第1393号）
道立北見病院告示第3号（一般競争入札の資格に関する公示）及び第4号（一般競争入札の実施）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

128 左 24行目

誤 3

正 4

129 左 27行目

誤 4

正 5